

税 制 等

令和6年度の県税の概要

個人県民税

(令和7年3月31日現在)

納税義務者	課税標準	税率等	賦課期日	徴収方法	納期
個人 (1) 県内に住所がある人(均等割・所得割) (2) 県内に事務所、事業所又は別荘などの家屋敷を有する人で、その所在する市町村内に住所のない人(均等割)	所得割の課税標準は、(1)の者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地・建物等の譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額等である。 ※退職所得に対する分離課税の課税標準は現年の退職所得金額である。	□均等割 15,000円 (うち超過課税分(森林環境税)500円) ※R6年度から国の森林環境税が導入され、均等割と併せて別途1,000円が賦課徴収されます。 □所得割 課税所得の4%	1月1日	普通徴収 特別徴収 ※市町村において市町村民税と併せて賦課徴収する。	市町村民税の納期 【普通徴収】 通常、6・8・10・1月の年4回 【特別徴収】 6月から翌年5月まで、給与から天引き。※公的年金については、年6回、支給の年金から天引き。

◎ 非課税範囲

(1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 (均等割・所得割)
(2) 前年の合計所得金額が135万円までの障がい者、未成年者、寡婦(夫) (均等割・所得割)
(3) 前年の合計所得金額が市町村条例で定める金額以下の者 (均等割)
(4) 前年中の総所得金額等の合計額が次の算式で求めた額以下の者 (所得割) 35万円×(控除対象配偶者数+扶養親族数+1)+32万円+10万円(注) _____がない場合は35万円

◎ 各種控除

専従者控除	所得の控除		
□青色申告 支払給与額	(1) 雑損控除 災害盗難等による資産の損害の一定範囲	(7) 障害者控除 本人・配偶者・扶養親族 1人につき 26万円	
	(2) 医療費控除 控除限度額200万円	特別障害者(〃) 30万円	
	(3) 社会保険料控除 前年中に支払った総額	同居特別障害者(〃) 53万円	
	(4) 小規模企業共済等掛金控除 同上	(8) 寡婦(夫)控除 26万円(特定の寡婦30万円)	
	□白色申告 50万円 但し配偶者 にあっては 86万円	(5) 生命保険料控除 ①平成24年1月1日以後に締結した 保険契約等(新契約) 一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれについて 最高28,000円 (3つの控除を合計した適用限度額70,000円)	(9) 勤労学生控除 26万円
		②平成23年12月31日以前に締結した 保険契約等(旧契約) 一般生命保険料、個人年金保険料のそれぞれについて 最高35,000円 (2つの控除を合計した適用限度額70,000円)	(10) 配偶者控除 一般の配偶者 33万円 70歳以上の配偶者 38万円
		(註) ①の新契約と②の旧契約の両方の支払保険料について、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除を受ける場合の控除額 最高28,000円	(11) 配偶者特別控除 最高 33万円
		(6) 地震保険料控除 ①支払地震保険料×1/2 最高25,000円	(12) 扶養控除 一般の控除対象扶養親族 33万円 19歳以上23才未満の控除対象扶養親族 45万円 70歳以上の控除対象扶養親族 38万円 70歳以上の同居の親等 45万円
		②旧長期損害保険料 最高10,000円	(13) 基礎控除 43万円

*上記以外に、税源移譲に伴う調整控除や各種の税額控除がある。

県民税配当割

納税義務者	課税標準	税率等	徴収方法	納期	摘要
県内に住所を有する個人で一定の上場株式等の配当等(特定配当等)の支払を受ける人	支払を受けるべき特定配当等の額	5%	特別徴収	毎月分を翌月の10日まで ※源泉徴収選択口座内に受け入れた配当等に係る分については、年間分を一括して翌年1月10日まで	・H28.1.1以降に支払いを受けた特定公社債等の利子等について課税対象となった。 ・納付された税額の59.4%に相当する額を市町村に交付する。

県民税株式等譲渡所得割

納税義務者	課税標準	税率等	徴収方法	納期	摘要
県内に住所を有する個人で一定の特定口座における上場株式等の譲渡の対価の支払を受ける人	源泉徴収口座における株式等譲渡所得等の額	5%	特別徴収	年間分を一括して翌年1月10日まで	・H28.1.1以降の特定公社債等の譲渡所得等について課税対象となっている。 ・納付された税額の59.4%に相当する額を市町村に交付する。

利子割県民税

納税義務者	課税標準	税率等	徴収方法	納期	摘要
利子等の支払を受けるもの	支払を受けるべき利子等の額	5%	特別徴収	毎月分を翌月の10日まで	・H28.1.1以降の特定公社債等の利子等については配当割の課税対象となった。 ・納付された税額の59.4%に相当する額を市町村に交付する。

法人県民税(平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度分)

納税義務者	課税標準	税率等	徴収方法	納期	摘要
<p>法人</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割)</p> <p>(2) 県内に事務所又は事業所はないが、寮・宿泊所・クラブ等を有する法人(均等割)</p> <p>(3) 県内に事務所又は事業所、寮・宿泊所・クラブ等を有する法人でない社団又は財団(均等割)</p> <p>※収益事業を行っている場合は法人税割も納付せねばならない。</p>	<p>法人税割は、法人税額</p> <p>(この法人税割は所得税額控除前のもので、利子税額や各種加算税額は含まない)</p>	<p>□均等割</p> <p>(1) 資本金等の金額が50億円を超える法人 年額 84万円</p> <p>(2) 資本金等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 56万7,000円</p> <p>(3) 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 13万6,500円</p> <p>(4) 資本金等の金額が1,000万円を超え1億円以下の法人 年額 5万2,500円</p> <p>(5) その他の法人 年額 2万1,000円</p> <p>※均等割のうち5%は、超過課税(森林環境税)</p> <p>□法人税割</p> <p>(1) 資本金の額等が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 法人税額の4.0%</p> <p>(2) 資本金の額等が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超えるとき 法人税額の4.0%</p> <p>(3) 資本金の額等が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のとき 法人税額の3.2%</p>	<p>申告納付</p>	<p>事業年度終了の日</p> <p>の翌日から2月以内</p> <p>中間申告納付にあっては、事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内</p>	<p>○法人税割の標準税率は3.2%</p>

法人県民税(令和元年10月1日以後に開始する事業年度分)

納税義務者	課税標準	税率等	徴収方法	納期	摘要
<p>法人</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割)</p> <p>(2) 県内に事務所又は事業所はないが、寮・宿泊所・クラブ等を有する法人(均等割)</p> <p>(3) 県内に事務所又は事業所、寮・宿泊所・クラブ等を有する法人でない社団又は財団(均等割)</p> <p>※収益事業を行っている場合は法人税割も納付せねばならない。</p>	<p>法人税割は、法人税額</p> <p>〔この法人税割は所得税額控除前のもので、利子税額や各種加算税額は含まない〕</p>	<p>□均等割</p> <p>(1) 資本金等の金額が50億円を超える法人 年額 84万円</p> <p>(2) 資本金等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 56万7,000円</p> <p>(3) 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 13万6,500円</p> <p>(4) 資本金等の金額が1,000万円を超え1億円以下の法人 年額 5万2,500円</p> <p>(5) その他の法人 年額 2万1,000円</p> <p>※均等割のうち5%は、超過課税(森林環境税)</p> <p>□法人税割</p> <p>(1) 資本金の額等が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 法人税額の1.8%</p> <p>(2) 資本金の額等が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超えるとき 法人税額の1.8%</p> <p>(3) 資本金の額等が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のとき 法人税額の1.0%</p>	<p>申告納付</p>	<p>事業年度終了の日</p> <p>の翌日から2月以内</p> <p>中間申告納付にあっては、事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内</p>	<p>○法人税割の標準税率は1%</p>

個人事業税

納税義務者	課税標準	税率等	徴収方法	納期	摘要
県内に事務所又は事業所を有し、第1種、第2種、第3種事業を行う個人	前年中の所得税の課税標準となった事業所得と不動産所得との合計額 ○事業主控除 290万円 ○専従者控除 青色 支払給与額 白色 50万円（専従者が配偶者のときは86万円）	(1) 第1種事業 所得の5% (2) 第2種事業 所得の4% (3) 第3種事業（(4)を除く） 所得の5% (4) 第3種事業のうちあん摩業等 所得の3%	普通徴収	第1期 8月21日 ～8月末日 第2期 11月21日 ～11月末日	税率は、標準税率に同じ

法人事業税（平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度分）

納税義務者	課税標準	税率等	徴収方法	納期	摘要
<p>法人</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所を有し、事業を行っている法人</p> <p>(2) 法人格のない社団又は財団で、代表者などを定めて収益事業を行っているもの</p>	<p><input type="checkbox"/>各事業年度の所得</p> <p><input type="checkbox"/>収入金額</p> <p>電気・ガスの供給事業、生命保険業、損害保険業</p> <p><input type="checkbox"/>付加価値額</p> <p><input type="checkbox"/>資本等の金額</p>	<p><input type="checkbox"/>所得課税法人</p> <p>(1) 特別法人</p> <p>所得のうち</p> <p>・年 400 万円以下の金額 3.4%</p> <p>・年 400 万円超の金額 4.6%</p> <p>(2) 特別法人以外の法人</p> <p>所得のうち</p> <p>・年 400 万円以下の金額 3.4%</p> <p>・年 400 万円超 800 万円以下の金額 5.1%</p> <p>・年 800 万円超の金額 6.7%</p> <p><input type="checkbox"/>収入金額課税法人</p> <p>電気・ガスの供給事業、生命保険業、損害保険業を行う法人については、その収入金額の 0.9%</p> <p><input type="checkbox"/>外形標準課税法人</p> <p>(1) 所得割</p> <p>・年 400 万円以下の金額 0.3%</p> <p>・年 400 万円超 800 万円以下の金額 0.5%</p> <p>・年 800 万円超の金額 0.7%</p> <p>(2) 付加価値割</p> <p>付加価値額の 1.2%</p> <p>付加価値額＝報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料±単年度損益</p> <p>(3) 資本割</p> <p>資本金等の額の 0.5%</p>	<p>申告納付</p>	<p>事業年度終了の日から 2 月以内</p> <p>中間申告納付にあつては、事業年度開始の日から 6 月を経過した日から 2 月以内</p>	<p>税率は、標準税率に同じ</p>

法人事業税(令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度分)

納税義務者	課税標準	税率等	徴収方法	納期	摘要
<p>法人</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所を有し、事業を行っている法人</p> <p>(2) 法人格のない社団又は財団で、代表者などを定めて収益事業を行っているもの</p>	<p><input type="checkbox"/>各事業年度の所得</p> <p><input type="checkbox"/>収入金額</p> <p><input type="checkbox"/>電気・ガスの供給事業、保険業及び貿易保険業</p> <p><input type="checkbox"/>付加価値額</p> <p><input type="checkbox"/>資本等の金額</p>	<p><input type="checkbox"/>所得課税法人</p> <p>(1) 特別法人</p> <p>所得のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年 400 万円以下の金額 3.5% ・年 400 万円超の金額 4.9% <p>(2) 特別法人以外の法人</p> <p>所得のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年 400 万円以下の金額 3.5% ・年 400 万円超 800 万円以下の金額 5.3% ・年 800 万円超の金額 7.0% <p><input type="checkbox"/>収入金額課税法人</p> <p>電気・ガスの供給事業、保険業及び貿易保険業を行う法人については、その収入金額の 1.0%</p> <p><input type="checkbox"/>外形標準課税法人</p> <p>(1) 所得割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年 400 万円以下の金額 0.4% ・年 400 万円超 800 万円以下の金額 0.7% ・年 800 万円超の金額 1.0% <p>(2) 付加価値割</p> <p>付加価値額の 1.2%</p> <p>付加価値額＝報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料±単年度損益</p> <p>(3) 資本割</p> <p>資本金等の額の 0.5%</p>	<p>申告納付</p>	<p>事業年度終了の日から 2 月以内</p> <p>中間申告納付にあつては、事業年度開始の日から 6 月を経過した日から 2 月以内</p>	<p>税率は、標準税率に同じ</p>

法人事業税(令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度分)

納税義務者	課税標準	税率等	徴収方法	納期	摘要
<p>法人</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所を有し、事業を行っている法人</p> <p>(2) 法人格のない社団又は財団で、代表者などを定めて収益事業を行っているもの</p>	<p><input type="checkbox"/>各事業年度の所得</p> <p><input type="checkbox"/>収入金額</p> <p>電気・ガスの供給事業、保険業及び貿易保険業</p> <p><input type="checkbox"/>付加価値額</p> <p><input type="checkbox"/>資本等の金額</p>	<p><input type="checkbox"/>所得課税法人</p> <p>(1) 特別法人</p> <p>所得のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年 400 万円以下の金額 3.5% ・年 400 万円超の金額 4.9% <p>(2) 特別法人以外の法人</p> <p>所得のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年 400 万円以下の金額 3.5% ・年 400 万円超 800 万円以下の金額 5.3% ・年 800 万円超の金額 7.0% <p><input type="checkbox"/>収入金額課税法人</p> <p>電気供給業（法第 72 条の 2 第 2 号に掲げる法人）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人については、その収入金額の 1.0%</p> <p><input type="checkbox"/>収入金額等課税法人</p> <p>(1) 法第 72 条の 2 第 3 号イ法人（資本金 1 億円超の発電・小売電気事業等を営む法人）</p> <p>①収入割：収入金額の 0.75%</p> <p>②付加価値割：付加価値額の 0.37%</p> <p>付加価値額＝報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料±単年度損益</p> <p>③資本割：資本金等の額の 0.15%</p> <p>(2) 法第 72 条の 2 第 3 号ロ法人（資本金 1 億円以下の発電・小売電気事業等を営む法人等）</p> <p>①収入割：収入金額の 0.75%</p> <p>②所得割：所得額の 1.85%</p>	<p>申告納付</p>	<p>事業年度終了の日から 2 月以内</p> <p>中間申告納付にあつては、事業年度開始の日から 6 月を経過した日から 2 月以内</p>	<p>税率は、標準税率に同じ</p>

		<input type="checkbox"/> 外形標準課税法人 (1) 所得割 ・年 400 万円以下の金額 0.4% ・年 400 万円超 800 万円以下の金額 0.7% ・年 800 万円超の金額 1.0% (2) 付加価値割 付加価値額の 1.2% 付加価値額＝報酬給与額＋ 純支払利子＋純支払賃借料± 単年度損益 (3) 資本割 資本金等の額の 0.5%			
--	--	--	--	--	--

法人事業税（令和4年4月1日以後に開始する事業年度分）

納税義務者	課税標準	税率等	徴収方法	納期	摘要
<p>法人</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所を有し、事業を行っている法人</p> <p>(2) 法人格のない社団又は財団で、代表者などを定めて収益事業を行っているもの</p>	<p><input type="checkbox"/>各事業年度の所得</p> <p><input type="checkbox"/>収入金額</p> <p style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/>電気・ガスの供給事業、保険業及び貿易保険業 </p> <p><input type="checkbox"/>付加価値額</p> <p><input type="checkbox"/>資本等の金額</p>	<p><input type="checkbox"/>所得課税法人</p> <p>(1) 特別法人</p> <p>所得のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年 400 万円以下の金額 3.5% ・年 400 万円超の金額 4.9% <p>(2) 特別法人以外の法人</p> <p>所得のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年 400 万円以下の金額 3.5% ・年 400 万円超 800 万円以下の金額 5.3% ・年 800 万円超の金額 7.0% <p><input type="checkbox"/>収入金額課税法人</p> <p>電気供給業（法第 72 条の 2 第 2 号に掲げる法人）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人については、その収入金額の 1.0%</p> <p><input type="checkbox"/>収入金額等課税法人</p> <p>(1) 法第 72 条の 2 第 3 号イ法人（資本金 1 億円超の発電・小売電気事業等を営む法人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収入割：収入金額の 0.75% ②付加価値割：付加価値額の 0.37% <p style="margin-left: 40px;">付加価値額＝報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料±単年度損益</p> ③資本割：資本金等の額の 0.15% <p>(2) 法第 72 条の 2 第 3 号ロ法人（資本金 1 億円以下の発電・小売電気事業等を営む法人等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収入割：収入金額の 0.75% ②所得割：所得額の 1.85% <p>(3) 法第 72 条の 2 第 4 号法人（特定ガス供給業を営む法人等）</p>	<p>申告納付</p>	<p>事業年度終了の日から 2 月以内</p> <p>中間申告納付にあつては、事業年度開始の日から 6 月を経過した日から 2 月以内</p>	<p>税率は、標準税率に同じ</p>

		①収入割：収入金額の0.48% ②付加価値割：付加価値額の0.77% ③資本割：資本金等の額の0.32% <input type="checkbox"/> 外形標準課税法人 (1) 所得割 所得の1.0% (2) 付加価値割 付加価値額の1.2% 付加価値額＝報酬給与額＋ 純支払利子＋純支払賃借料± 単年度損益 (3) 資本割 資本金等の額の0.5%			
--	--	--	--	--	--

地方法人特別税(平成 28 年4月1日から令和元年9月 30 日までに開始する事業年度分)

納税義務者	課税標準	税率等	徴収方法	納期	摘要
法人 (1) 県内に事務所又は事業所を有し、事業を行っている法人 (2) 法人格のない社団又は財団で、代表者などを定めて収益事業を行っているもの	<input type="checkbox"/> 各事業年度の基準法人所得割額 <input type="checkbox"/> 基準法人収入割額 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 電気・ガス供給事業、保険業及び貿易保険業 </div>	<input type="checkbox"/> 所得課税法人 (1) 外形標準課税法人 414.2% (2) 外形標準課税対象法人以外の法人 43.2% <input type="checkbox"/> 収入金額課税法人 43.2%	申告納付	事業年度終了の日から2月以内 中間申告納付にあつては、事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内	国税であるが、法人事業税とあわせて申告納付する。 国への払い込みを行った後、人口及び従業員数によって按分され、都道府県へ譲与される。

特別法人事業税(令和元年 10 月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度分)

納税義務者	課税標準	税率等	徴収方法	納期	摘要
法人 (1) 県内に事務所又は事業所を有し、事業を行っている法人 (2) 法人格のない社団又は財団で、代表者などを定めて収益事業を行っているもの	<input type="checkbox"/> 各事業年度の基準法人所得割額 <input type="checkbox"/> 基準法人収入割額 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 電気・ガスの供給事業、保険業及び貿易保険業 </div>	<input type="checkbox"/> 所得課税法人 (1) 外形標準課税法人 260.0% (2) 特別法人 34.5% (3) 特別法人以外の法人 37.0% <input type="checkbox"/> 収入金額課税法人 30.0%	申告納付	事業年度終了の日から2月以内 中間申告納付にあつては、事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内	国税であるが、法人事業税とあわせて申告納付する。 国への払い込みを行った後、人口によって按分され、都道府県へ譲与される。

特別法人事業税(令和2年4月1日以後に開始する事業年度分)

納税義務者	課税標準	税率等	徴収方法	納期	摘要
法人	<input type="checkbox"/> 各事業年度の基準法人所得割額	<input type="checkbox"/> 所得課税法人 (1)外形標準課税法人 260.0% (2)特別法人 34.5% (3)特別法人以外の法人 37.0%	申告 納付	事業年度 終了の日 から2月 以内	国税である が、法人事 業税とあわ せて申告納 付する。
(1)県内に事務所又は事業所を有し、事業を行っている法人	<input type="checkbox"/> 基準法人収入割額 〔電気・ガスの供給事業、保険業及び貿易保険業〕	<input type="checkbox"/> 収入金額課税法人 30.0%	中間申告 納付にあ っては、	事業年度 開始の日 から6月 を経過し た日から 2月以内	国への払い 込みを行っ た後、人口 によって按 分され、都 道府県へ譲 与される。
(2)法人格のない社団又は財団で、代表者などを定めて収益事業を行っているもの		<input type="checkbox"/> 収入金額等課税法人 40.0%			

地方消費税

納税義務者	課税標準	税率	徴収方法	納期	摘要
譲渡割 課税資産の譲渡等を行った事業者	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	22/78	申告納付 ※当分の間消費税とあわせて国（税務署）を行う。	確定申告 個人 当年分を翌年3月末日 法人 事業年度終了の日から2月以内 ※個人、法人ともに直前の課税期間の確定税額が48万円を超え400万円以下の場合は年1回、400万円を超え4,800万円以下の場合は年3回、4,800万円を超える場合は年11回中間申告を行う。	納付された地方消費税は、消費に関する指標により、各都道府県で清算する。清算後の地方消費税の2分の1に相当する額を、人口と従業者数によりあな分して市町村に交付する。
貨物割 課税貨物を保税地域から引き取る者	課税貨物に係る消費税額		申告納付 ※消費税とあわせて国（税関）を行う。	課税貨物を保税地域から引き取る時まで。	

不動産取得税

納税義務者	課税標準	税率等	徴収方法	納期	摘要
不動産を取得した者 （土地の埋立、売買、交換、贈与、家屋の新築、改築、増築、売買、交換、贈与等により不動産を取得した者）	取得不動産の価格 （価格の評課は、「固定資産評価基準」によって行う。）	4% （土地及び住宅については、平成15年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得した場合3% 住宅以外の家屋については、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得した場合3%、平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得した場合3.5%平成20年4月1日以降の取得は4%）	普通徴収	納税通知書に定める日	税率は、標準税率に同じ

◎免税点

1 土地	100,000円未満
2 家屋	建築 230,000円未満 その他 120,000円未満

◎特例等

- 1 土地を取得し2年以内（土地の取得が平成16年4月1日から令和8年3月31日の場合は3年以内）に住宅を取得した場合、又は住宅の取得後1年以内にその敷地を取得した場合、価格から150万円又は取得住宅の床面積の2倍の面積（1戸につき200㎡が限度）に、土地の平方メートル当たりの価格を乗じて得た額のいずれか高い額に税率を乗じて得た額を減額する。
- 2 住宅を建築により取得した場合、価格から1,200万円を控除する。
- 3 長期優良住宅の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅を新築した場合については、価格から1,300万円を控除する。（平成21年6月4日から令和8年3月31日までの取得の場合）

ト ラ ッ ク	被けん引車 (トレーラー)	" 14 "	30,300	40,800	乗 用 車	" 40を超え4.50以下	23,600	76,500		
		" 15 "	34,100	45,900		" 4.50を超え60以下	27,200	88,000		
小 型 ト ラ ッ ク	最大乗定員が4名以上のもの	" 16 "	37,900	51,000	電 気 自 動 車	" 60を超えるもの	40,700	111,000		
		" 17 "	41,700	56,100		マイクログラス	12,000	33,000		
		" 18 "	45,500	61,200		電気自動車	7,500	29,500		
		" 19 "	49,300	66,300		最大積載量が1トン以下	6,500	8,000		
		" 20 "	53,100	71,400		" 2 "	9,000	11,500		
		" 21 "	56,900	76,500	" 3 "	12,000	16,000			
		" 22 "	60,700	81,600	" 4 "	15,000	20,500			
		" 23 "	64,500	86,700	" 5 "	18,500	25,500			
		" 24 "	68,300	91,800	小型自動車に属するけん引車	7,500	10,200			
		" 25 "	72,100	96,900	" 被けん引車	3,900	5,300			
三 輪 車	貨物 小型三輪乗用車	" 26 "	75,900	102,000	電 気 自 動 車	総排気量が10以下	10,200	13,200		
		" 27 "	79,700	107,100		最大積載量1トン以下	" 10を超え1.50以下	11,200	14,300	
		" 28 "	83,500	112,200		" 1.50超	" 1.50超	12,800	16,000	
		" 29 "	87,300	117,300		最大積載量2トン以下	総排気量が10以下	12,700	16,700	
		" 30 "	91,100	122,400		" 1.50超	" 10を超え1.50以下	13,700	17,800	
		電 気 自 動 車	最大乗定員が4名以上のもの	総排気量が10以下	10,200	13,200	総排気量が10以下	15,700	21,200	
				最大積載量1トン以下	" 10を超え1.50以下	11,200	14,300	" 10を超え1.50以下	16,700	22,300
				最大積載量2トン以下	" 1.50超	12,800	16,000	" 1.50超	18,300	24,000
				最大積載量3トン以下	総排気量が10以下	12,700	16,700	総排気量が10以下	18,700	25,700
				最大積載量4トン以下	" 10を超え1.50以下	13,700	17,800	" 10を超え1.50以下	19,700	26,800
電 気 自 動 車	最大乗定員が4名以上のもの	最大積載量5トン以下	15,300	19,500	最大積載量4トン以下	15,300	19,500			
		総排気量が10以下	15,700	21,200	総排気量が10以下	21,300	28,500			
		最大積載量3トン以下	" 10を超え1.50以下	16,700	22,300	総排気量が10以下	22,200	30,700		
		最大積載量4トン以下	" 1.50超	18,300	24,000	" 10を超え1.50以下	23,200	31,800		
		最大積載量5トン以下	総排気量が10以下	18,700	25,700	" 1.50超	24,800	33,500		
電 気 自 動 車	最大乗定員が4名以上のもの	最大積載量4トン以下	19,700	26,800	最大積載量5トン以下	24,800	33,500			
		最大積載量5トン以下	" 10を超え1.50以下	21,300	28,500	電気自動車	9,700	13,100		
		総排気量が10以下	" 1.50超	22,200	30,700	貨物	4,500	6,000		
		最大積載量3トン以下	総排気量が10以下	23,200	31,800	" けん引車	3,900	5,300		
		最大積載量4トン以下	" 10を超え1.50以下	24,800	33,500	" 被けん引車	3,900	5,300		

(注) ローターリーエンジン車の総排気量=単室容積×ローター数×1.5とする。

自動車税の税率（特種用途車）

区分	税額	
	営業用	自家用
霊柩車	12,100	16,400
乗定員が4人以上の乗用車に類するもの	総排気量が30以下	24,200
	30以上60以下	25,200
乗定員が4人以上の乗用車に類するもの	60超	26,300
	総排気量が10以下	12,400
乗定員が4人以上の乗用車に類するもの	10を超え1.50以下	13,400
	1.50以下	14,500
放送宣伝車・ピッキング事務車・車庫	電気自動車	7,500
	総排気量が10以下	6,000
	10を超え1.50以下	6,800
	1.50を超え2.00以下	7,600
	2.00を超え2.50以下	11,000
	2.50を超え3.00以下	12,500
	3.00を超え3.50以下	14,300
	3.50を超え4.00以下	16,400
	4.00を超え4.50以下	18,800
	4.50を超え6.00以下	21,700
	6.00超	32,500
	最大積載量が1トン以下	17,900
	2	18,900
	3	20,000
	4	21,000
5	22,100	
6	23,100	
7	24,200	
8	25,200	
9	26,300	
10	27,400	
11	28,500	
12	29,600	
13	30,700	
14	31,800	
15	32,900	

区分	税額	
	営業用	自家用
トラックに類するもの	普通乗用車 30トン以下	43,100
	31	44,200
	32	45,300
	33	46,400
	34	47,500
	35	48,600
	36	49,700
	37	50,800
	38	51,900
	39	53,000
	40	54,100
	41	55,200
	42	56,300
	43	57,400
	44	58,500
45	59,600	
46	60,700	
47	61,800	
48	62,900	
49	64,000	
50	65,100	
三輪車	電気自動車のうち最大乗車定員が4人以上で乗用車に類するもの	9,700
	小型自動車	4,600
その他	小型自動車に属するけん引車	3,900
	乗車定員が30人以上	24,200
乗定員が4人以上の乗用車に類するもの	乗車定員が30人以上	18,900
	30を超え40人以下	20,000
	40を超え50人以下	21,000
	50を超え60人以下	22,100
	60を超え70人以下	23,100
70を超え80人以下	24,200	

ト ラ ッ ク に 類 す る も の	被 け ん 引 車 (ト レ ー ラ ー)	小型自動車	34,000	46,300
		けん引車	35,100	47,800
		小型自動車	36,200	49,300
		普通自動車	37,300	50,800
		8トン以下	38,400	52,300
		9 "	39,500	53,800
		10 "	40,600	55,300
		11 "	41,700	56,800
		12 "	42,800	58,300
		13 "	7,500	10,200
		14 "	15,100	20,600
		15 "	3,900	5,300
		16 "	18,900	25,400
		17 "	20,000	26,900
		18 "	21,100	28,400
		19 "	22,200	29,900
		20 "	23,300	31,400
		21 "	24,400	32,900
		22 "	25,500	34,400
		23 "	26,600	35,900
		24 "	27,700	37,400
		25 "	28,800	38,900
		26 "	29,900	40,400
		27 "	31,000	41,900
		28 "	32,100	43,400
		29 "	33,200	44,900
			34,300	46,400
			35,400	47,900
			36,500	49,400
	37,600	50,900		
	38,700	52,400		
	39,800	53,900		
	40,900	55,400		
	42,000	56,900		

バ ス に 類 す る も の	そ の 他	乗車定員が30人以上	25,200	34,300
		" 80人を超えるもの	21,200	
		" 30人を超え40人以下	22,400	※
		" 40人を超え50人以下	23,600	※
		" 50人を超え60人以下	24,800	※
		" 60人を超え70人以下	25,900	※
" 70人を超え80人以下	27,100	※		
" 80人を超えるもの	28,200	※		

自動車税のグリーン化

○自動車税が増額される自動車
令和5年3月31日までに新車新規登録後一定の年限(ガソリン車は13年、ディーゼル車は11年)が経過することとなる自動車は現行自動車税額の概ね15%が加算される。

※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド車、被けん引自動車、一般乗合用バスは対象外
※バス(一般乗合用除く)、トラック(被けん引自動車除く)は概ね10%で据置

自動車税種別割 (令和元年10月1日以降新規登録されたもの)

納税義務者	課税標準	税率等	賦課期日	徴収方法	納期	摘要
自動車の所有者		下表	4月1日	普通徴収・証紙徴収	5月21日～5月末日	

自動車税種別割の税率

区分	税額		年税額	
	営業用	自家用	営業用	自家用
1	1トン以下		6,500	8,000
2	"		9,000	11,500
3	"		12,000	16,000
4	"		15,000	20,500
5	"		18,500	25,500
6	"		22,000	30,000
7	"		25,500	35,000
8	"		29,500	40,500
9	"		34,200	46,800
10	"		38,900	53,100
11	"		43,600	59,400
12	"		48,300	65,700
13	"		53,000	72,000
14	"		57,700	78,300
15	"		62,400	84,600
16	"		67,100	90,900
17	"		71,800	97,200
18	"		76,500	103,500
19	"		81,200	109,800
20	"		85,900	116,100
	けん引車 (普通自動車に属するもの)		15,100	20,600
	最大積載量が8トン以下 (普通自動車に属するもの)		7,500	10,200
	" 9 "		11,300	15,300
	" 10 "		15,100	20,400
	" 11 "		18,900	25,500
	" 12 "		22,700	30,600
	" 13 "		26,500	35,700

区分	税額		年税額	
	営業用	自家用	営業用	自家用
30	人	以下	26,500	33,000
40	"	"	32,000	41,000
50	"	"	38,000	49,000
60	"	"	44,000	57,000
70	"	"	50,500	65,500
80	"	"	57,000	74,000
80	人を超えるもの		29,000	83,000
30	人	以下	26,500	※
40	"	"	32,000	※
50	"	"	38,000	※
60	"	"	44,000	※
70	"	"	50,500	※
80	"	"	57,000	※
80	人を超えるもの		64,000	※
	乗	総排気量が10以下	7,500	25,000
	用	" 1.0を超え1.50以下	8,500	30,500
	車	" 1.50を超え2.0以下	9,500	36,000
		" 2.0を超え2.50以下	13,800	43,500
		" 2.50を超え3.0以下	15,700	50,000
		" 3.0を超え3.50以下	17,900	57,000
		" 3.50を超え4.0以下	20,500	65,500

乗 用 車	" 40を超え4.50以下	23,600	75,500
	" 4.50を超え60以下	27,200	87,000
小 型 ト ラ ッ ク	" 60を超えるもの マイクログラス	40,700	110,000
	電気自動車	12,000	33,000
	最大積載量が1トン以下	7,500	25,000
	" 2 "	6,500	8,000
	" 3 "	9,000	11,500
	" 4 "	12,000	16,000
	" 5 "	15,000	20,500
	小型自動車に属するけん引車	18,500	25,500
	" 被けん引車	7,500	10,200
	" 被けん引車	3,900	5,300
三 輪 車	最大積載量 1トン以下	10,200	13,200
	" 10を超え1.50以下	11,200	14,300
	" 1.50超	12,800	16,000
	最大積載量 2トン以下	12,700	16,700
	" 10を超え1.50以下	13,700	17,800
	" 1.50超	15,300	19,500
	最大積載量 3トン以下	15,700	21,200
	" 10を超え1.50以下	16,700	22,300
	" 1.50超	18,300	24,000
	最大積載量 4トン以下	18,700	25,700
電 気 自 動 車	最大積載量 5トン以下	19,700	26,800
	総排気量が10以下	21,300	28,500
	" 10を超え1.50以下	22,200	30,700
	" 1.50超	23,200	31,800
	電気自動車	24,800	33,500
	貨物	9,700	13,100
	小型自動車	4,500	6,000
	" けん引車	3,900	5,300
	" 被けん引車	3,900	5,300
	小型三輪乗用車	4,500	6,000
ト ラ ッ ク	" 14 "	30,300	40,800
	" 15 "	34,100	45,900
	" 16 "	37,900	51,000
	" 17 "	41,700	56,100
	" 18 "	45,500	61,200
	" 19 "	49,300	66,300
	" 20 "	53,100	71,400
	" 21 "	56,900	76,500
	" 22 "	60,700	81,600
	" 23 "	64,500	86,700
" 24 "	68,300	91,800	
" 25 "	72,100	96,900	
" 26 "	75,900	102,000	
" 27 "	79,700	107,100	
" 28 "	83,500	112,200	
" 29 "	87,300	117,300	
" 30 "	91,100	122,400	
被 けん 引 車 (ト レ ー ラ ー)	総排気量が10以下	10,200	13,200
	" 10を超え1.50以下	11,200	14,300
	" 1.50超	12,800	16,000
	最大積載量 1トン以下	12,700	16,700
	最大積載量 2トン以下	13,700	17,800
	" 10を超え1.50以下	15,300	19,500
	" 1.50超	15,700	21,200
	最大積載量 3トン以下	16,700	22,300
	" 10を超え1.50以下	18,300	24,000
	" 1.50超	18,700	25,700
電 気 自 動 車	最大積載量 4トン以下	19,700	26,800
	総排気量が10以下	21,300	28,500
	" 10を超え1.50以下	22,200	30,700
	" 1.50超	23,200	31,800
	最大積載量 5トン以下	24,800	33,500
	電気自動車	9,700	13,100

(注) ローターリーエンジン車の総排気量=単室容積×ローター数×1.5とする。

自動車税の税率（特種用途車）

区分	税額	
	営業用	自家用
霊柩車	12,100	16,400
乗定員が4人以上の乗用車に類するもの	総排気量が30以下	24,200
	30以上60以下	25,200
	60超	26,300
	総排気量が10以下	12,400
小型自動車に属するもの	10を超え1.50以下	13,400
	1.50以下	14,500
放送宣伝車・ピッキング事務車・車庫	電気自動車	7,500
	総排気量が10以下	6,000
	10を超え1.50以下	6,800
	1.50を超え2.00以下	7,600
	2.00を超え2.50以下	11,000
	2.50を超え3.00以下	12,500
	3.00を超え3.50以下	14,300
	3.50を超え4.00以下	16,400
	4.00を超え4.50以下	18,800
	4.50を超え6.00以下	21,700
	6.00超	32,500
	最大積載量が1トン以下	17,900
	2	18,900
	3	20,000
	4	21,000
5	22,100	
6	23,100	
7	24,200	
8	25,200	
9	26,300	
10	27,400	
11	28,500	
12	29,600	
13	30,700	
14	31,800	
15	32,900	

区分	税額	
	営業用	自家用
トラックに類するもの	普通乗用車 30トン以下	43,100
	31	44,200
	32	45,300
	33	46,400
	34	47,500
	35	48,600
	36	49,700
	37	50,800
	38	51,900
	39	53,000
	40	54,100
	41	55,200
	42	56,300
	43	57,400
	44	58,500
45	59,600	
46	60,700	
47	61,800	
48	62,900	
49	64,000	
50	65,100	
電気自動車のうち最大乗車定員が4人以上で乗用車に類するもの		9,700
		13,100
小型自動車		4,600
		6,300
小型自動車に属するけん引車		3,900
		5,300
その他		24,200
		32,900
乗車定員が30人以上		18,900
	30を超え40人以下	20,000
	40を超え50人以下	21,000
	50を超え60人以下	22,100
	60を超え70人以下	23,100
70を超え80人以下	24,200	

ト ラ ッ ク に 類 す る も の	被 けん 引 車 (ト レ ー ラ ー)	" 16	34,000	46,300
		" 17	35,100	47,800
		" 18	36,200	49,300
		" 19	37,300	50,800
		" 20	38,400	52,300
		" 21	39,500	53,800
		" 22	40,600	55,300
		" 23	41,700	56,800
		" 24	42,800	58,300
		けん引車	7,500	10,200
		小型自動車	15,100	20,600
		普通自動車	3,900	5,300
		普通乗用車	18,900	25,400
		" 9	20,000	26,900
		" 10	21,100	28,400
		" 11	22,200	29,900
		" 12	23,300	31,400
		" 13	24,400	32,900
		" 14	25,500	34,400
		" 15	26,600	35,900
		" 16	27,700	37,400
		" 17	28,800	38,900
		" 18	29,900	40,400
		" 19	31,000	41,900
" 20	32,100	43,400		
" 21	33,200	44,900		
" 22	34,300	46,400		
" 23	35,400	47,900		
" 24	36,500	49,400		
" 25	37,600	50,900		
" 26	38,700	52,400		
" 27	39,800	53,900		
" 28	40,900	55,400		
" 29	42,000	56,900		

バ ス に 類 す る も の	そ の 他	" 80人を超えるもの	25,200	34,300
		乗車定員が30人以上	21,200	※
		" 30人を超え40人以下	22,400	※
		" 40人を超え50人以下	23,600	※
		" 50人を超え60人以下	24,800	※
		" 60人を超え70人以下	25,900	※
		" 70人を超え80人以下	27,100	※
" 80人を超えるもの	28,200	※		

自動車税のグリーン化

○自動車税種別割が軽減される自動車

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに初回新規登録された低燃費車（燃費基準達成車）でかつ低排出ガス認定車は、その性能に応じて以下のとおり登録年度の翌年度に限り自動車税種別割が軽減される。

乗用車(※1)	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成21年排出ガス基準Nox10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合)	税額を概ね75%低減
重量車等(バス・トラック)		

※1 営業用自動車のうち、ガソリン(※2)・LPG(※2)・クリーンディーゼル車(ハイブリッド車を含む)について、令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成車両については概ね75%軽減、令和2年度基準達成かつ令和12年度基準70%達成車両については、概ね50%軽減。

※2 平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★)に限る。

○自動車税種別割が増額される自動車

初回新規登録後、一定の年限(ガソリン車及びLPG車は13年、ディーゼル車は11年)が経過することとなる自動車は、その翌年度分から現行の自動車税種別割額の概ね15%が加算される。

※電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、被けん引車、一般乗用バスは対象外

※バス(一般乗用バスは除く。)、トラック(被けん引車は除く。)は概ね10%加算

自動車税環境性能割（令和元年10月1日以降新規登録されたもの）

納税義務者	課税標準	税率等	徴収方法	納期	摘要
県内に主たる定置場がある自動車（普通自動車及び三輪以上の小型自動車）の取得者	自動車（普通自動車及び三輪以上の小型自動車）の取得価格（免税点 50万円）	環境性能に応じた税率 ※下表参考	申告納付	自動車（普通自動車及び三輪以上の小型自動車）を登録する日	・令和元年10月1日から導入 ・バリアフリー、ASV特例がある

（例）乗用車の税率

区 分			登録車		軽自動車	
			自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準からNO _x 10%低減）			非課税		非課税	
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車 LPG車 LPGハイブリッド車	平成30年排出ガス基準 50%低減 又は 平成17年排出ガス基準 75%低減達成 (★★★★)	令和12年度燃費基準85%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%	1%	0.5%
		令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成				
	令和12年度燃費基準65%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%	1%	1%	0.5%
	上記に該当しない車		3%	2%	2%	2%
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	平成30年排出ガス基準 適合 又は 平成21年排出ガス基準 適合	令和12年度燃費基準85%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税		/	
		令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税 ※			
	令和12年度燃費基準65%達成 かつ令和2年度燃費基準達成					
	令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成					
	上記に該当しない車		3%	2%		

【注意】 プラグインハイブリッド自動車、LPG車、LPGハイブリッド車、ディーゼル車、ディーゼルハイブリッド車は登録車に限る。

※ 令和3年4月1日から令和5年12月31日までの間に取得した自動車に限る。

県たばこ税

納税義務者	課税標準・税率等	徴収方法	納期
製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	売り渡し本数1,000本につき1,070円	申告納付	毎翌月末

ゴルフ場利用税

納税義務者	課税標準・税率等	徴収方法	納期	摘要																		
施設の利用者	<p>1人1日につき</p> <table border="0"> <tr><td>1級</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>2級</td><td>1,080円</td></tr> <tr><td>3級</td><td>960円</td></tr> <tr><td>4級</td><td>800円</td></tr> <tr><td>5級</td><td>640円</td></tr> <tr><td>6級</td><td>560円</td></tr> <tr><td>7級</td><td>480円</td></tr> <tr><td>8級</td><td>320円</td></tr> <tr><td>9級</td><td>240円</td></tr> </table> <p>(軽減税率の適用) 次に掲げる場合には、税率を1/2とする。</p> <p>① 次の者の利用について、利用料金が2割以上軽減されている場合</p> <p>(ア) 65歳以上70歳未満の者</p> <p>(イ) 日本ゴルフ協会が主催する国民スポーツ大会に準じる競技会</p> <p>② 早朝薄暮利用で、利用料金が5割以上軽減されている場合</p>	1級	1,200円	2級	1,080円	3級	960円	4級	800円	5級	640円	6級	560円	7級	480円	8級	320円	9級	240円	特別徴収	毎翌月15日	<p>・標準税率 800円</p> <p>制限税率 1,200円</p> <p>・納付されたゴルフ場利用税の10分の7に相当する額をそのゴルフ場所在の市町村に交付する。</p> <p>・非課税</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 18歳未満の利用 2 70歳以上の利用 3 障がい者の利用 4 国民スポーツ大会・同予選会(公式練習を含む)の競技として行う場合の利用 5 学生・生徒及び引率する教員が教育活動として行う場合の利用 6 国際競技大会(公式練習を含む)の競技として行う場合の利用
1級	1,200円																					
2級	1,080円																					
3級	960円																					
4級	800円																					
5級	640円																					
6級	560円																					
7級	480円																					
8級	320円																					
9級	240円																					

鉱 区 税

納税義務者	課税標準	税 率	賦課期日	徴収方法	納 期	摘 要
県内に鉱区をもっている鉱業権者	鉱区の面積	1 砂鉱を目的としない鉱区 試掘鉱区 面積100アール毎に年200円 採掘鉱区 " 年400円 2 砂鉱を目的とする鉱区 面積100アール毎に年200円 3 石油又は天然ガスを目的とする鉱区 1の税率の3分の2	4月1日	普通徴収	5月21日 ～ 5月31日	

県が課する固定資産税

納税義務者	課 税 標 準	税 率	賦課期日	徴収方法	納 期	摘 要
大規模償却資産の所有者	大規模償却資産に対し賦課期日現在における大規模の償却資産の価格のうち法第349条の4及び法第349条の5の規定によって当該大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	標準税率 1.4%	1月1日	普通徴収	第1期分 4月21日～同月末日 第2期分 7月21日～同月末日 第3期分 12月21日～同月末日 第4期分 2月21日～同月末日	税率は標準税率に同じ

軽油引取税

納税義務者	課税標準	税率等	徴収方法	納期	摘要
元売業者又は特約業者からの現実の軽油の引取りを行う者等	1 現実の納入を伴う軽油の引取りが行われた数量 2 元売業者及び特約業者の自己消費又は譲渡した軽油の数量 3 販売業者が販売した混和軽油の数量 4 元売業者、特約業者又は販売業者が販売した燃料炭化水素油の数量 5 自動車の保有者が消費した燃料炭化水素油の数量	1kℓにつき 32,100円	特別徴収又は申告納付	毎翌月末	平成21年4月1日より、目的税から普通税に改正

狩猟税

納税義務者	税率	賦課期日	徴収方法	納期	摘要
狩猟者の登録を受ける者	1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額の納付を要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額の納付を要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 (税率の特例) ・ 鳥獣保護管理法の許可を受けて申請前1年以内に捕獲等を行った者（又はその従事者） 上記1～5の1/2の額 (課税免除) ・ 対象鳥獣捕獲員 ・ 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者（申請前1年以内に事業実績のある者）	登録を受ける日	証紙徴収	登録を受ける日	狩猟期間 11月15日 ～ 3月15日

産業廃棄物税

納税義務者	課税標準・税率等	徴収方法	納期	摘要
県内の焼却施設 又は最終処分場 に産業廃棄物を 搬入する事業者	搬入される産業廃棄物の重量に応じて課税 1 焼却施設への搬入 1トン当たり 800円 2 最終処分場への搬入 1トン当たり 1,000円	特別徴収 義務者による申告 納入又は 申告納付	4月末日 7月末日 10月末日 翌年の 1月末日 の4期	循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルを促進する費用に充てる 法定外目的税

2 課税免除及び不均一課税適用一覧表

(令和6年4月1日現在)

根拠法	適用区域	課税免除の適用となる	課税免除又は	適用税目
		新・増設の期間	不均一課税の別	
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	【過疎地域】 日南市、串間市、えびの市、高原町、西米良村、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町 都城市(旧高崎町、旧高城町の区域に限る) 延岡市(旧北方町、旧北川町、旧北浦町の区域に限る) 小林市(旧須木村、旧野尻町の区域に限る) 日向市(旧東郷町の区域に限る) 【特定市町村】 木城町	令3.4.1～令9.3.31	課税免除	事業税 不動産取得税 固定資産税
離島振興法	島野浦島(延岡市) 大島(日南市南郷町) 築島(串間市)	平5.4.1～令7.3.31	課税免除	事業税 不動産取得税 固定資産税
半島振興法	串間市 日南市(旧南郷町の区域に限る)	昭61.6.27～令7.3.31	不均一課税	事業税 不動産取得税 固定資産税
地域再生法	全県下(諸塚村、椎葉村を除く)	認定を受けてから3年以内 ※1	課税免除	不動産取得税
			不均一課税	事業税 不動産取得税 固定資産税
地域未来投資促進法	全県下	基本計画同意の日～令7.3.31 ※2	課税免除	不動産取得税 固定資産税

※1 課税免除は平成30年6月1日から令和6年3月31日までの間に、不均一課税は平成27年10月8日から令和6年3月31日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた者に限る。

※2 基本計画について国が同意をした日から、令和7年3月31日までに行われたものに限る。また、県の地域経済牽引事業計画の承認日以降であることを要する。

3 県税の課税免除等の特例に関する条例による県税の減免額に関する調

(単位：件、千円)

区分	過疎法		離島振興法		半島振興法		企業立地促進法		地域未来投資促進法		地域再生法		合計	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
個人事業税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人事業税	5	12,233	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	12,233
不動産取得税	4	3,230	0	0	0	0	0	0	3	17,290	0	0	7	20,520
計	9	15,463	0	0	0	0	0	0	3	17,290	0	0	12	32,753

4 地方税に関する争訟に関する調

(1) 不服申立てに関する調

区 分	要 処 理 件 数			処 理 済 件 数						翌年度への繰越		
	前年度 からの 繰 越	本年度 発 生	合 計	却 下	棄 却	一 部 取 消	全 部 取 消	取 下	合 計	国税決 定の繰 越に伴 うもの	その他	合 計
賦 課	個人事業税 非自主決定分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人事業税 自主決定分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
課 徴	不動産取得税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	軽油引取税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徴 収	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上 記 以 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 訴訟に関する調

区 分	前年度 未係属 件 数 ①	当該年 度中発 生件数 ②	計 ①+② ③	①の事件発生日別内訳					当該年 度中の 完 結 件 数 ④	④の完結事由別内訳				当該年 度未係 属件数 ③-④ ⑤	⑤の係属審級内訳			
				平成 30 以前	令和 元	2	3	4		5	取下	却下	勝訴		一部 敗訴	敗訴	1 審	2 審
賦 課	個人事業税 非自主決定分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人事業税 自主決定分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
課 徴	不動産取得税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	軽油引取税	1	0	1	-	-	-	-	1	-	0	-	-	-	-	1	1	-
	その他の税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徴 収	滞納処分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徴 収	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1	0	1	-	-	-	-	1	-	0	-	-	-	-	1	1	-	-

5 県税の税率等の推移

税目		年度		S25	S26	S27	S28	S29	
県民税	個人							(創設) 均等割 年 100円 所得割 所得税の5%	
	法人							(創設) 均等割 年 600円 法人税割 法人税額の5%	
事業税	個人	事業主 控除等	免税点 25,000円			基礎控除 年 38,000円	基礎控除 年 50,000円	基礎控除 年 70,000円	
		税率	第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1種業務 6.4% 第2種業務 8%					第1種事業 8% 第2種事業及び 第3種事業 6% 助産婦事業等 4%	
	人	その他						特別所得税を事業税第3種事業とした。	
	法人	税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%						普通法人 年50万円以下 10% 年50万円超及び清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%
		人	その他			申告納付 制度採用			生命保険事業を収入金額課税とし、運送業(鉄軌道事業を除く。)を所得課税とした。
	不動産取得税								[創設] 税率 3%
道府県たばこ消費税								(創設) 税率 5/115	

S30	S31	S32	S33	S34	S35	S36
	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%		
法人税割 5.4%						
基礎控除 年 100,000円	基礎控除 年 120,000円			基礎控除 年 200,000円		事業主控 除と名称 変更
		第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%				
		普通法人 年50万円以下 8% 年100万円以下 10% 年100万円超及び 清算所得 12%		普通法人 年50万円以下 7% 年100万円以下 8% 年200万円以下 10% 年200万円超及び 清算所得 12% 特別法人 年50万円以下 7% 年50万円超及び 清算所得 8%		
損害保険事業を 収入金額課税とし た。		地方鉄軌道事業を所得 課税とした。				
[免税点] 土地1万円未満 家屋(建築) 10万円未満 家屋(その他) 5万円未満 [控除等] ○住宅の新築 100万円 ○住宅用土地減額 土地を取得した 日から1年以内に 住宅を新築した場 合は60万円に税率 を乗じた額						
	税率 8%					

(県民税、事業税、不動産取得税、道府県たばこ消費税)

年度		S37	S38	S39	S40
税目					
県民税	個人	所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%			
	法人				法人税割 5.5%
事業税	個人	事業主 控除等		事業主控除 年 220,000円	事業主控除 年 240,000円
	個人	税率 第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%			
	個人	その他			
	法人	税率 普通法人 年100万円以下 6% 年200万円以下 9% 年200万円超及び清算所得 12% 特別法人 年100万円以下 6% 年100万円超及び清算所得 8%		普通法人 年150万円以下 6% 年300万円以下 9% 年300万円超及び清算所得 12% 特別法人 年150万円以下 6% 年150万円超及び清算所得 8%	
事業税	その他				
不動産取得税				[免税点] 土地 5万円未満 家屋(建築) 15万円未満 家屋(その他) 8万円未満 [控除等] ○新築住宅用土地の減額 150万円又は新築住宅の床面積の2倍の面積の土地の価格のいずれか高い額に税率を乗じて得た額 ○住宅の新築 150万円	
道府県たばこ消費税		税率 9% 課税標準の改正	県内売渡 本数×2 円60銭1 厘	県内売渡本数×2円62銭8厘	県内売渡 本数×2円 71銭4厘

S41	S42	S43	S44	S45	S46
分離課税に係る所得割は当分の間算出税額の90%					
法人税割 5.8%	資本の金額又は出資金額が1,000万円以下の法人等 年 600円 資本の金額又は出資金額が1,000万円を超える法人等 年 1,000円			法人税割 5.6%	
事業主控除年 250,000円	事業主控除年 270,000円			事業主控除年 320,000円	事業主控除年 360,000円
農事組合法人の行う農業は非課税					
県内売渡本数 × 2円80銭6厘	税 率 10.3% 県内売渡本数 × 2円93銭6厘	県内売渡本数 × 3円16銭4厘	県内売渡本数 × 3円64銭1厘	県内売渡本数 × 3円83銭3厘	県内売渡本数 × 3円95銭5厘

(県民税、事業税、不動産取得税、道府県たばこ消費税)

税目		年度		S47	S48	S49	S50	
県民税	個人							
	法人					法人税割 5.2%		
事業税	個人	事業主 控除等	事業主控除 年	600,000 円	事業主控除 年	800,000 円	事業主控除 年	1,800,000 円
		税率						
	法人	その他						
		税率					普通法人 年 300 万円以下 6 % 年 600 万円以下 9 % 年 600 万円超及び 清算所得 12 %	普通法人 年 350 万円以下 6 % 年 700 万円以下 9 % 年 700 万円超及び 清算所得 12 %
							特別法人 年 300 万円以下 6 % 年 300 万円超及び 清算所得 8 %	特別法人 年 350 万円以下 6 % 年 350 万円超及び 清算所得 8 %
その他								
不動産取得税					[免税点] 土地 10 万円未満 家屋(建築) 23 万円未満 家屋(その他) 12 万円未満 [控除] 住宅の新築 230 万円			
道府県たばこ消費税				県内売渡本数 × 4 円 9 銭 4 厘	県内売渡本数 × 4 円 20 銭 6 厘	県内売渡本数 × 4 円 33 銭 1 厘	県内売渡本数 × 4 円 43 銭 7 厘	

S51	S52	S53	S54
均等割 300 円			
資本の金額又は出資金額が 1,000 万円以下の法人等 年 1,800 円 資本の金額又は出資金額が 1,000 万円超え 1 億円以下の法人 年 3,000 円 上記以外の法人 年 6,000 円	資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年 20,000 円 資本の金額又は出資金額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 資本の金額又は出資金額が 1,000 万円以下である法人 年 2,000 円	資本の金額又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額。以下同じ。）が 50 億円を超える法人 年 200,000 円 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年 100,000 円 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年 20,000 円 資本の金額又は出資金額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 上記以外の法人 年 2,000 円	
事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円		
[控除] 住宅の新築 350 万円			
県内売渡本数 × 4 円 67 銭 4 厘	県内売渡本数 × 6 円 70 銭 1 厘	県内売渡本数 × 6 円 79 銭 6 厘	県内売渡本数 × 6 円 86 銭

(県民税、事業税、不動産取得税、道府県たばこ消費税)

年度		S55	S56	S57
税目				
県民税	個人	均等割 500 円		
	法人		資本等の金額が 50 億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び同条第 6 号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。） 年 200,000 円 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年 100,000 円 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年 20,000 円 資本等の金額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 上記以外の法人等 年 2,000 円 法人税割 5.0%	
事業税	個人	事業主控除等		
		税率		
	法人	税率		
		その他		
不動産取得税	[控除等] ○既存住宅用土地の減額 税額から 150 万円又は既存住宅の床面積の 2 倍の面積の土地の価格のいずれか高い額に税率を乗じて得た金額	[税率] 4% (昭和 56 年 7 月 1 日) 当該住宅の取得が昭和 56 年 7 月 1 日から昭和 61 年 6 月 30 日までの間に行われた場合については 3% とする。 [控除等] ○住宅用土地の減額 当該取得が昭和 56 年 7 月 1 日から昭和 61 年 6 月 30 日までの間に行われた場合に限り、当該税額の 1/4 に相当する額を減額する。 昭和 56 年 1 月 1 日以前に家屋で住宅以外のものの新築工事に着手した者が昭和 57 年 12 月 31 日までに当該家屋を取得した場合は税率を 3% にする。 ○住宅の取得 420 万円		
道府県たばこ消費税	55 年 4 月 県内売渡本数 × 6 円 98 銭 9 厘 55 年 5 月～56 年 3 月 県内売渡本数 × 1.04 × 6 円 98 銭 9 厘	県内売渡本数 × 8 円 15 銭 1 厘	県内売渡本数 × 8 円 59 銭	

S58	S59
<p>資本等の金額が 50 億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び同条第 6 号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下同じ。）</p> <p style="text-align: right;">年 300,000 円</p> <p>資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人</p> <p style="text-align: right;">年 200,000 円</p> <p>資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人</p> <p style="text-align: right;">年 40,000 円</p> <p>資本等の金額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人</p> <p style="text-align: right;">年 12,000 円</p> <p>上記以外の法人等 年 4,000 円</p>	<p>資本等の金額が 50 億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び同条第 6 号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下同じ。）</p> <p style="text-align: right;">年 750,000 円</p> <p>資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人</p> <p style="text-align: right;">年 500,000 円</p> <p>資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人</p> <p style="text-align: right;">年 100,000 円</p> <p>資本等の金額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人</p> <p style="text-align: right;">年 30,000 円</p> <p>上記以外の法人等 年 10,000 円</p>
<p>58 年 4 月 県内売渡本数 × 8 円 67 銭</p> <p>58 年 5 月～59 年 3 月 県内売渡本数 × 1.014 × 8 円 67 銭</p>	<p>県内売渡本数 × 9 円 50 銭 2 厘</p>

(県民税、事業税、不動産取得税、道府県たばこ消費税)

年度		S60	S61
税目			
県民税	個人	均等割 700 円	
	法人		
事業税	個人	事業主控除等 税率	事業主控除 年 2,400,000 円
		その他	新聞業、新聞送達業、出版業、教育映画 製作業、新聞広告掲載取扱業、教科書供 給業及び一般放送業の7事業に係る非課 税措置の廃止
	法人	税率	
		その他	新聞業、新聞送達業、出版業、教育映画 製作業、新聞広告掲載取扱業、教科書供 給業及び一般放送業の7事業に係る非課 税措置の廃止
不動産取得税	[控除] 住宅の取得 450 万円	[控除等] 住宅取得に係る税率の特例(3%適用)及び住 宅用土地の減額(1/4減額)の適用期間延長 (3年間)	
道府県たばこ 消費税	60年4月1日以降の売渡し等分税率 従価割 売渡し等に係る製造たばこの小 売定価 8.1% 従量割 売渡し等に係る製造たばこの本 数 1,000 本につき 200 円	従価割 売渡し等に係る製造たばこの小売定価 ただし、昭和 61 年 5 月から昭和 62 年 3 月末までに行われた売渡し等分につ いては、1,000 本につき、1,000 円を差 し引いた額 8.1% 従量割 売渡し等に係る製造たばこの本数 1,000 本につき 200 円 ただし、昭和 61 年 5 月から昭和 62 年 3 月までに行われた売渡し等分につ いては、 1,000 本につき 360 円とする。	

S62	S63	H 元
	所得割 130 万円以下 2% 260 万円以下 3% 260 万円超 4%	所得割 500 万円以下 2% 500 万円超 4%
	利子割県民税の創設 税 率 5%	
		○分割基準の改正
		(平成元年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から実施) 製造業で資本の金額又は出資金が 1 億円以上の法人について、工場の従事者数を 5 割増しとして算定 証券業について、銀行業と同じ分割基準とし、課税標準の 2 分の 1 を事務所、事業所数により、他の 2 分の 1 を従業者数により分割
		[控除等]
61 年度特例措置 の平成元年 3 月 末までの延長		○住宅の取得 1,000 万円 ○住宅取得に係る税率の特例(3%適用)及び住宅用土地の減額(1/4 減額)の適用期間延長(3年間) ○新築住宅控除の床面積要件の設定 下限: 40 m ²
		○道府県たばこ税に改称 従価割がなくなり、従量割だけとなる。 従量割 売渡し等に係る製造たばこの本数 1,000 本につき 1,129 円 (ただし、旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 536 円)

(県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税)

税目		年度		
		H2	H3	H4
県民税	個人		所得割 550万円以下 2% 550万円超 4%	
	法人			
	利子割			
事業税	個人	事業主 控除等		
		税率		
	法人	税率		
		その他		
地方消費税	譲渡割			
	貨物割			
不動産取得税			[控除等] ○特例措置の価格要件の引上 15万3千円/㎡	[控除等] ○住宅取得に係る税率の特例(3%適用) 及び住宅用土地の減額(1/4減額)の適用 期間延長(3年間)
道府県たばこ税				

H5	H6
	<p>資本等の金額が 50 億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び同条第 6 号の公共法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下同じ。）</p> <p>資本等の金額が 50 億円を超える法人 年 800,000 円</p> <p>資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年 540,000 円</p> <p>資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年 130,000 円</p> <p>資本等の金額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人 年 50,000 円</p> <p>上記以外の法人 年 20,000 円</p>
<p>事業主控除 年 2,700,000 円</p>	
	<p>[控除等]</p> <p>○特例措置の価格要件の引上 17 万 6 千円 / m²</p> <p>○既存住宅の新築後経過年数要件の緩和 鉄骨造又は鉄筋コンクリート造 20 年以内</p> <p>○宅地評価土地の課税標準の特例（価格の 2/3）</p>

(県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税)

税目		年度		
		H7	H8	H9
県民税	個人	所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	均等割 1,000円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%
	法人			
	利子割			
事業税	個人	事業主 控除等		
		税率		
	法人	税率		
		その他		
地方消費税	譲渡割			(創設) 消費税額を課税標準として 税率 25/100
	貨物割			(創設) 譲渡割に同じ
不動産取得税		[控除等] ○住宅取得に係る税率の特例 (3%適用)及び住宅用土地の 減額(1/4減額)の適用期間延 長(3年間)	[控除等] ○既存住宅の新築後経 過年数要件の緩和 木造・軽量鉄骨造 15年以内	[控除等] ○住宅の取得 1,200万円 ○宅地評価土地の課税標準の 特例見直し(価格の1/2)
道府県たばこ税				1,000本につき692円(ただし、 旧3級品の紙巻たばこ1,000本 につき329円)

H10	H11	H12
	事業主控除 年 290 万円	
普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超及び清算所得 11% 特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超及び清算所得 7.5%	普通法人 年 400 万円以下 5.0% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 年 400 万円以下 5.0% 年 400 万円超及び清算所得 6.6%	
[控除等] ○住宅取得に係る税率の特例(3%適用)及び住宅用土地の減額(1/4減額)の適用期間延長(3年間) ○特例適用住宅の面積要件の見直し 下限: 50 m ² 上限: 240 m ²	[控除等] ○既存住宅の新築後経過年数要件の緩和 和 木造等 20 年以内 鉄骨造又は鉄筋コンクリート造 25 年以内 ○住宅の特例措置の価格要件の廃止 ○新築特例適用住宅用土地における土地取得後特例適用住宅を建設するまでの経過年数の緩和 土地取得後 3 年以内	[控除等] ○宅地評価土地の課税標準の特例の延長 (3 年間)
	1,000 本につき 868 円(ただし、旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 413 円)	

(県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税)

税目		年度	
		H13	H14
県民税	個人		
	法人		
	利子割		
事業税	個人	事業主控除等	
		税率	
		その他	
	法人	税率	
		その他	
地方消費税	譲渡割		
	貨物割		
不動産取得税		<p>[控除等]</p> <p>○住宅取得に係る税率の特例(3%適用)及び住宅用土地の減額(1/4減額)の適用期間延長(3年間)</p> <p>○新築特例適用住宅用土地における土地取得後特例適用住宅を建設するまでの経過年数の緩和(延長)土地取得後3年以内</p>	<p>[控除等]</p> <p>○住宅取得に係る特例措置について減額要件を緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地取得から2年以内に住宅が新築されれば、新築者を問わない。 ・土地取得後、当該土地取得者から当該土地を取得したものが新築した場合は、土地継続所有要件不要とする。
道府県たばこ税			

H15	H16
<p>○配当割の創設 税率 5% (平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間は3%に軽減)</p> <p>○株式等譲渡所得割の創設 税率 5% (平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間は3%に軽減)</p>	
<p>課税対象商品の見直し(公募証券投資信託の収益の分配等を除外)</p>	
	<p>○外形標準課税の導入 資本金1億円超の法人を対象に導入された(平成16年4月1日以後に開始する事業年度)。 (所得割) 年400万円以下 3.8% 年800万円以下 5.5% 年800万円超及び清算所得 7.2% (付加価値割) 0.48% (資本割) 0.2%</p>
<p>[控除等] ○宅地評価土地の課税標準の特例の延長(3年間)</p> <p>[税率] ○平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間の不動産の取得について、3%の税率を適用する。 ○一定の住宅用土地の取得に係る税額の減額措置(1/4減額)を廃止(平成15年4月1日以降)</p>	<p>[控除等] ○新築特例適用住宅用土地における土地取得後特例適用住宅を建設するまでの経過年数の緩和(延長) 土地取得後3年以内</p>
<p>1,000本につき969円(ただし、旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき461円)</p>	

(県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税)

年度		H17	H18
税目			
県民税	個人	○生計同一の妻の均等割の非課税措置の段階的廃止 (平成 17 年度は 1/2 課税、18 年度から全廃)	○合計所得金額が 125 万円以下の老年者に対する非課税の段階的廃止 (18 年度は 1/3 課税、19 年度は 2/3 課税、20 年度から全廃) ○均等割の超過課税 (森林環境税) の実施 (1 人あたり 500 円) ○所得割定率減税 7.5%(2 万円程度)に縮減
	法人		○均等割額について、5%超過課税 (森林環境税) の実施。 ※平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。
	利子割		
事業税	個人	控除等	
		税率	
	法人	その他	
		税率	(分割基準の変更) (1) 非製造業の課税標準額の 1/2 を事務所数、残りの 1/2 を従業者数で分割することとされた。 (2) 資本金 1 億円以上の法人については本社管理部門の従業者数を 1/2 に割り落とす措置があったが、これが廃止された。 ※ H17.4.1 以後に開始する事業年度から適用
地方消費税			
不動産取得税		[控除等] ○中古住宅及び住宅用地の軽減特例の要件見直し ・取得した中古住宅が新耐震基準に適合している場合は築年数を問わない。 ※H17.4.1 以後の取得から適用。	[控除等] ○新築特例適用住宅用土地における土地取得後特例適用住宅を建設するまでの経過年数の緩和 (延長) 土地取得後 3 年以内 ○宅地評価土地の課税標準の特例の延長 (3 年間) [税率] ○平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの住宅又は土地の取得について 3 %の税率を適用する。 ○住宅以外の家屋の税率について、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに取得した場合は、3.5%の税率を適用する。
道府県たばこ税			○ 6 月 30 日まで 1,000 本につき 969 円 (ただし、旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 461 円) ○ 7 月 1 日以降 1,000 本につき 1,074 円 (ただし、旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 511 円)

H19	H20																																																									
<p>○所得割 一律 <u>4%</u> ○定率減税の廃止 ○配当割及び株式等譲渡所得割 軽減税率の適用期限を平成 20 年 12 月 31 日まで延長</p>	<p>○配当割及び株式等譲渡所得割 平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日まで軽減税率を適用 ※一定の金額以下（配当割 100 万円、譲渡割 500 万円）に係る特例措置は廃止 （注）21 年度税制改正による措置</p>																																																									
<p>利子割額について税割額からの控除ができず 還付を受ける場合に均等割額への充当ができる。（平成 19 年 4 月 1 日開始事業年度より）</p>																																																										
<p>「助産師業」を課税対象から除外</p>																																																										
	<table border="0"> <tr> <td>特別法人</td> <td>・年 400 万円以下</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・年 400 万円超及び清算所得</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td>普通法人</td> <td>・年 400 万円以下</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・年 400 万円超 800 万円以下</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・年 800 万円超及び清算所得</td> <td>5.3%</td> </tr> <tr> <td>収入金額課税法人</td> <td></td> <td>収入金額の 0.7%</td> </tr> <tr> <td>外形標準課税法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>・年 400 万円以下</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・年 400 万円超 800 万円以下</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・年 800 万円超及び清算所得</td> <td>2.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>付加価値割、資本割は変更なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">※ H20. 10. 1 以後に開始する事業年度から適用</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（地方法人特別税の導入）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">課税標準と税率 ※ H20. 10. 1 以後に開始する事業年度から適用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税標準：基準法人所得割額</td> <td>税率：148%</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>外形標準課税法人以外の法人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税標準：基準法人所得割額</td> <td>税率：81%</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>収入金額課税法人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税標準：基準法人収入割額</td> <td>税率は 81%</td> </tr> </table>	特別法人	・年 400 万円以下	2.7%		・年 400 万円超及び清算所得	3.6%	普通法人	・年 400 万円以下	2.7%		・年 400 万円超 800 万円以下	4.0%		・年 800 万円超及び清算所得	5.3%	収入金額課税法人		収入金額の 0.7%	外形標準課税法人			所得割	・年 400 万円以下	1.5%		・年 400 万円超 800 万円以下	2.2%		・年 800 万円超及び清算所得	2.9%		付加価値割、資本割は変更なし		※ H20. 10. 1 以後に開始する事業年度から適用			（地方法人特別税の導入）			課税標準と税率 ※ H20. 10. 1 以後に開始する事業年度から適用				課税標準：基準法人所得割額	税率：148%	(2)	外形標準課税法人以外の法人			課税標準：基準法人所得割額	税率：81%	(3)	収入金額課税法人			課税標準：基準法人収入割額	税率は 81%
特別法人	・年 400 万円以下	2.7%																																																								
	・年 400 万円超及び清算所得	3.6%																																																								
普通法人	・年 400 万円以下	2.7%																																																								
	・年 400 万円超 800 万円以下	4.0%																																																								
	・年 800 万円超及び清算所得	5.3%																																																								
収入金額課税法人		収入金額の 0.7%																																																								
外形標準課税法人																																																										
所得割	・年 400 万円以下	1.5%																																																								
	・年 400 万円超 800 万円以下	2.2%																																																								
	・年 800 万円超及び清算所得	2.9%																																																								
	付加価値割、資本割は変更なし																																																									
※ H20. 10. 1 以後に開始する事業年度から適用																																																										
（地方法人特別税の導入）																																																										
課税標準と税率 ※ H20. 10. 1 以後に開始する事業年度から適用																																																										
	課税標準：基準法人所得割額	税率：148%																																																								
(2)	外形標準課税法人以外の法人																																																									
	課税標準：基準法人所得割額	税率：81%																																																								
(3)	収入金額課税法人																																																									
	課税標準：基準法人収入割額	税率は 81%																																																								
<p>[控除等] 新築特例適用住宅用土地における土地取得後特例適用住宅を建設するまでの経過年数の緩和（延長） 土地取得後 3 年以内 [税率] 住宅以外の家屋の税率 4%</p>																																																										

(県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税)

年度		H21	H22
税目			
県民税	個人	○配当割及び株式等譲渡所得割 配当割と株式等譲渡所得割との源泉徴収口座内での損益通算が可能となる	
	法人		
	利子割		
事業税	個人	控除等	
		税率	
	法人	その他	
		税率	
法人	その他	清算所得に対する課税は、平成 22 年 9 月 30 日までに解散した法人に適用	
地方消費税			
不動産取得税		<p>[控除等]</p> <p>○宅地評価土地の課税標準の特例の延長(3年間)</p> <p>○長期優良住宅の取得 1,300万円</p> <p>[税率]</p> <p>○住宅又は土地の取得について、税率を3%(本則4%)とする特例措置の適用期間を3年間延長</p>	<p>[控除等]</p> <p>○新築特例適用住宅用土地における土地取得後特例適用住宅を建設するまでの経過年数の緩和(延長) 土地取得後3年以内</p>
道府県たばこ税			<p>○9月30日まで 1,000本につき1,074円(ただし、旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき511円)</p> <p>○10月1日以降 1,000本につき1,504円(ただし、旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき716円)</p>

H23	H24	H25
<p>○配当割及び株式等譲渡所得割 平成 21 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までは、3%の軽減税率が適用延長</p>		<p>○配当割及び株式等譲渡所得割 軽減税率の適用を延長せず、平成 26 年 1 月 1 日より本則税率 5%</p>
	<p>[控除等] ○宅地評価土地の課税標準の特例の延長 (3 年間) ※平成 27 年 3 月 31 日までの取得 ○新築特例適用住宅用土地における土地取得後特例適用住宅を建設するまでの経過年数の緩和 (延長) 土地取得後 3 年以内 ※平成 26 年 3 月 31 日までの取得 ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置の延長 ※平成 26 年 3 月 31 日までの取得</p>	
		<p>○4 月 1 日以降 一般の紙巻たばこ 1,000 本につき 860 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 411 円</p>

(県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税)

年度		H26	H27
税目			
県民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ○均等割 東日本大震災復興臨時特例 500円 ※H26～H35までの10年間 ○配当割 NISA(少額投資非課税制度)の導入 ※配当割・・・非課税 株式等譲渡所得割・・・課税対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ○配当割及び株式等譲渡所得割 ・特定公社債等が課税対象となり(従前は利子割)、上場株式等の損益通算の範囲に特定公社債等が加わる ・NISAの拡充(ジュニアNISA創設等) ○特例控除額の拡充 (平成27年中に支出する寄附金(平成28年度分の個人県民税)から適用) ・個人県民税のふるさと納税に係る特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に拡充 ○申告手続の簡素化(「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設) ・確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例を創設
	法人	法人税割 4.0% ※H26.10.1以後開始する事業年度から適用	
	利子割		
事業税	個人	控除等	
		税率	
		その他	
事業税	法人	特別法人・年400万円以下 3.4% ・年400万円超 4.6% 普通法人・年400万円以下 3.4% ・年400万円超800万円以下 5.1% ・年800万円超 6.7% 収入金額課税法人 収入金額の0.9% 外形標準課税法人 所得割・年400万円以下 2.2% ・年400万円超800万円以下 3.2% ・年800万円超 4.3% 付加価値割、資本割は変更なし ※H26.10.1以後開始する事業年度から適用	特別法人：変更なし 普通法人：変更なし 収入金額課税法人：変更なし 外形標準課税法人 所得割・年400万円以下 1.6% ・年400万円超800万円以下 2.3% ・年800万円超 3.1% 付加価値割 0.72% 資本割 0.3% ※H27.4.1以後開始する事業年度から適用
	人	(地方法人特別税) 課税標準と税率 (1)外形標準課税法人 課税標準：基準法人所得割額 税率：67.4% (2)外形標準課税法人以外の法人 課税標準：基準法人所得割額 税率：43.2% (3)収入金額課税法人 課税標準：基準法人収入割額 税率：43.2% ※H26.10.1以後開始する事業年度から適用	(地方法人特別税) 課税標準と税率 (1)外形標準課税法人 課税標準：基準法人所得割額 税率：93.5% (2)外形標準課税法人以外の法人 変更なし (3)収入金額課税法人 変更なし ※H27.4.1以後開始する事業年度から適用
地方消費税	[税率] 譲渡割・貨物割 17/63		
不動産取得税	[控除等] ○耐震基準不適合既存住宅の耐震化による減額	[控除等] ○宅建業者の既存住宅の買取再販に係る減額 ○家庭的保育事業等に係る特例	
道府県たばこ税			

税目		年度	H28	H29	H30
県民税	個人			給与所得控除の上限引下げ 給与収入 1,200 万円超 →上限額 230 万円	給与所得控除の上限引下げ 給与収入 1,000 万円超 →上限額 220 万円
		法人			
	利子割				
事業税	個人	控除等			
		税率			
	その他				
法人	税率	特別法人：変更なし 普通法人：変更なし 収入金額課税法人：変更なし 外形標準課税法人 所得割 ・年 400 万円以下 0.3% ・年 400 万円超 800 万円以下 0.5% ・年 800 万円超 0.7% 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% ※H28.4.1 以後に開始する事業年度から適用			
	その他	(地方法人特別税) 課税標準と税率 (1)外形標準課税法人 課税標準：基準法人所得割額 税率：414.2% (2)外形標準課税法人以外の法人 変更なし (3)収入金額課税法人 変更なし ※H28.4.1 以後に開始する事業年度から適用			
地方消費税					
不動産取得税			○4月1日以降 中小企業者が取得する健康サポート薬局 取得額の6分の1を控除 (H28.4.1~H30.3.31)		○税率の特例措置の適用期限の延長(4%→3%) ○宅地批准土地の課税標準の特例措置の延長
道府県たばこ税			○4月1日以降 一般の紙巻たばこ 1,000本につき860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき481円	○4月1日以降 一般の紙巻たばこ 1,000本につき860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき551円	○4月1日以降 一般の紙巻たばこ 1,000本につき860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき656円 ○10月1日以降 一般の紙巻たばこ 1,000本につき930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき656円

(県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税)

年度		H31 (R 元)	
税目			
県民税	個人	○配偶者控除・配偶者特別控除の見直し 合計所得金額 900 万円超 950 万円以下……控除額の 2/3 合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下……控除額の 1/3 合計所得金額 1,000 万円超……適用なし	
	法人	法人税割 1.8% ※R1.10.1 以後開始する事業年度から適用	
	利子割		
事業税	個人	控除等	
		税率	
		その他	
法人	税率	特別法人： 年 400 万円以下 3.5% 年 400 万円超 4.9% 普通法人： 年 400 万円以下 3.5% 年 400 万超 800 万以下 5.3% 年 800 万円超 7.0% 収入金額課税法人 1.0% 外形標準課税法人 所得割 年 400 万円以下 0.4% 年 400 万超 800 万以下 0.7% 年 800 万円超 1.0% 付加価値割、資本割 変更なし ※R1.10.1 以後に開始する事業年度から適用	
	その他	(地方法人特別税) 廃止 (特別法人事業税) 創設 課税標準と税率 (1)外形標準課税法人 課税標準：基準法人所得割額 税率：260.0% (2)外形標準課税法人以外の特別法人 税率：34.5% (3)外形標準課税法人以外の普通法人 税率：37.0% (4)収入金額課税法人 課税標準：基準法人収入割額 税率：30.0% ※R1.10.1 以後開始する事業年度から適用	
地方消費税		○10月1日以降 [税率] 譲渡割・貨物割 22/78	
不動産取得税			
道府県たばこ税		○10月1日以降 旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率を廃止し、 一般の紙巻たばこと同じ税率を適用 1,000本につき930円	

税目		年度	R2	R3
県民税	個人		○未婚のひとり親に寡婦（夫）控除を適用 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子 （前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者 について、「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用	
		法人		
	利子割			
事業税	個人	控除等		
		税率		
	法人	その他		
		税率	特別法人・普通法人:変更なし 収入金額課税法人 電気供給業（法第72条の2第2号に掲げる法人）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う 法人 1.0% 収入金額等課税法人 (1)法第72条の2第3号イ法人（資本金1億円超の発電・小売電気事業等を営む法人） ①収入割 0.75% ②付加価値割 0.37% ③資本割 0.15% (2)法第72条の2第3号ロ法人（資本金1億円以下の発電・小売電気事業等を営む法人） ①収入割 0.75 ②所得割 1.85 外形標準課税法人:変更なし ※R2.4.1以後に開始する事業年度から適用	
その他	(特別法人事業税) 課税標準と税率 (1)～(4):変更なし (5)収入金額等課税法人 課税標準:基準法人収入割額 税率:40.0% ※R2.4.1以後に開始する事業年度から適用			
地方消費税				
不動産取得税		[控除等] ○新築特例適用住宅用土地における土地取得後特例適用住宅を建設するまでの経過年数緩和措置の延長 (R4.3.31まで) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置の延長 (R4.3.31まで)	[控除等] ○特例税率の延長 (令和6年3月31日まで) ・住宅及び土地に係る税率の特例措置 (4%→3%)を3年延長 ・宅地評価土地に係る課税標準の特例措置 (2分の1)を3年延長 ○買取再販業者が取得する中古住宅に係る減額措置を2年延長 (令和5年3月31日まで) ・買取再販業者が既存住宅を取得し、2年以内に一定のリフォームを行った上で個人に販売した場合の税額を減額する特例措置	
道府県たばこ税		○10月1日以降 税率は1,000本につき1,000円	○10月1日以降 税率は1,000本につき1,070円	

年度		R4
税目	個人	
	法人	
	利子割	
県民税	個人	
	控除等	
	税率	
事業税	個人	
	法人	<p>特別法人：変更なし</p> <p>普通法人：変更なし</p> <p>収入金額課税法人： 電気供給業(法第72条の2第2号に掲げる法人)、 ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人： 変更なし</p> <p>収入金額等課税法人： (1)法第72条の2第1項第3号イ法人(資本金1億円超の発電・小売電気事業等を営む法人) ①収入割 0.75% ②付加価値割 0.37% ③資本割 0.15% (2)法第72条の2第1項第3号ロ法人(資本金1億円以下の発電・小売電気事業等を営む法人) ①収入割 0.75 ②所得割 1.85 (3)法第72条の2第1項第4号法人(特定ガス供給業を営む法人) ①収入割 0.48% ②付加価値割 0.77% ③資本割 0.32% 外形標準課税法人： ①所得割 1.0% ②付加価値割 1.2% ③資本割 0.5% ※R4.4.1以後に開始する事業年度から適用</p>
	その他	<p>(特別法人事業税)</p> <p>課税標準と税率 (1)～(5)：変更なし (6)収入金額等課税法人(法第72条の2第1項第4号法人(特定ガス供給業)) 課税標準：基準法人収入割額 税率：62.5% ※R2.4.1以後に開始する事業年度から適用</p>
地方消費税		
不動産取得税		<p>[控除等]</p> <p>○買取再販業者が取得する中古住宅に係る減額措置を2年延長(令和7年3月31日まで)</p> <p>・買取再販業者が既存住宅を取得し、2年以内に一定のリフォームを行った上で個人に販売した場合の税額を減額する特例措置</p>
道府県たばこ税		

(県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税)

税目		年度	R5	R6
県民税	個人		○均等割 東日本大震災復興臨時特例 500 円を廃止 ※H26～R5 までの時限的措置	○均等割 R6 から国の森林環境税が導入され、均等割と併せて、別途 1,000 円が賦課徴収される
	法人			
	利子割			
事業税	個人	控除等		
		税率		
	法人	税率		
		その他		
地方消費税		インボイス制度の開始 (R5. 10. 1 から)		
不動産取得税		[控除等] ○特例税率の延長 (令和 9 年 3 月 31 日まで) ・住宅及び土地に係る税率の特例措置 (4 % → 3 %) を 3 年延長 ・宅地評価土地に係る課税標準の特例措置 (2 分の 1) を 3 年延長 ○新築特例適用住宅用土地における土地取得後特例適用住宅を建設するまでの経過年数緩和措置の延長 (R8. 3. 31 まで) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置の延長 (R8. 3. 31 まで)		
道府県たばこ税				

(娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、自動車税、軽油引取税、その他)

年度 税目	S25	S26	S27	S28
娯楽施設利用税 (地方税としての入場税を含む)	(入場税) 第1種の場所 100% 映画館、劇場、競馬場等 第2種の場所 40% 展覧会、遊園地等 第3種の場所 100% ゴルフ場、ぱちんこ場、 まあじゃん場等		(入場税) 税率を従前の1/2に引下	
料理飲食等 消費税 (遊興飲食税)	芸者等の花代 100% カフェー・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%		カフェー・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% [免税点] 大衆食堂等 大人1回100円以下 1品の価格50円以下	
自動車税	普通自動車 自家用 15,000円 営業用 10,000円 トラック及びバス 10,000円 小型自動車 四輪車 自家用 4,500円 その他 3,000円 三輪車 2,000円 二輪車 1,000円 軽自動車 500円			
軽油引取税				
その他	○付加価値税の創設 (S27.1.1から実施) ○漁業権税 貸借料の10%		○付加価値税の実施延長 (S28.1.1に延長) ○漁業権税の廃止 ○狩猟者税の税率改正	○付加価値税の実施延長 (S29.1.1に延長) ○狩猟者税の税率改正

S29	S30	S31
<p>○入場税（第1、2種）の国税への委譲に伴い第3種の施設利用に娯楽施設利用税として課税</p> <p>(1) 料金課税の税率</p> <p>舞踏場、ゴルフ場 50%</p> <p>その他 30%</p> <p>学生生徒等の運動競技の施設利用 10%</p> <p>(2) 外形課税（月額）の税率</p> <p>ぱちんこ場 1台 150円</p> <p>まあじゃん場 1台 500円</p> <p>たまつき場 1台 1,000円</p>		
<p>〔免税点〕</p> <p>大衆飲食店 1人1回 120円</p> <p>甘味喫茶店 1人1回 100円</p> <p>大衆旅館 1人1回 700円</p>	<p>芸者の花代 30%</p> <p>花代を伴う遊興飲食 15%</p> <p>カフェー・バー等 15%</p> <p>上記以外の飲食</p> <p>1人1回 500円以下 5%</p> <p>1人1回 500円超 10%</p> <p>宿泊 1人 1,000円以下 5%</p> <p>1人 1,000円超 10%</p> <p>〔免税点〕</p> <p>1人1回 200円以下</p> <p>食券食堂の1品の価格 100円以下</p> <p>〔基礎控除〕</p> <p>1人1泊 500円</p> <p>公給領収証制度の採用</p>	
<p>普通自動車 バス</p> <p>自家用 観光用</p> <p>120吋以下 36,000円 揮発油 30,000円</p> <p>120吋超 60,000円 その他 45,000円</p> <p>営業用 その他</p> <p>120吋以下 15,000円 揮発油 14,000円</p> <p>120吋超 30,000円 その他 21,000円</p> <p>トラック 小型乗用車</p> <p>自家用 四輪車</p> <p>揮発油 15,000円 自家用 16,000円</p> <p>その他 23,000円 営業用 8,000円</p> <p>営業用 三輪車</p> <p>揮発油 14,000円 自家用 4,300円</p> <p>その他 21,000円 営業用 3,300円</p> <p>二輪車 2,500円</p> <p>軽自動車 1,500円</p>		<p>トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率を「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引下</p>
		<p>(創設)</p> <p>〔税率〕 1キロリットル 6,000円</p>
○付加価値税の廃止（実施していない）	○大規模償却資産に対する固定資産税の創設	

(娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、自動車税、軽油引取税、その他)

年度 税目	S32	S33	S34	S35	S36
娯楽施設利用税	ゴルフ場に対し定額課税 を採用 1人1日 200円				(1) 料金課税 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 400円
料理飲食等 消費税 (遊興飲食税)	芸者の花代・カフェー・ バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% 〔免税点〕 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下 〔基礎控除〕 1人1泊 500円				○名称変更：料理飲食等消費税 〔免税点〕 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下
自動車税		二輪小型 自動車及 び軽自動 車の市町 村税（軽 自動車 税）への 変更			普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円
軽油引取税	〔税率〕 1キロリットル 8,000円		〔税率〕 1キロリットル 10,400円		〔税率〕 1キロリットル 12,500円
その他		○狩猟者 税の税率 改正			

S37	S38	S39	S40	S41
料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%				(1) ゴルフ場の定額課税の税率1人1日600円 (2) (1)のうちゴルフ場所在市町村に対して1/6交付
〔税率〕 (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む)の10% 〔旅館における基礎控除〕 800円				〔免税点〕 旅館 1人1泊1,200円以下 飲食店等 1人1回600円以下 チケット制食堂 1品の価格300円以下 〔奉仕料控除〕 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)は課税標準から控除することとした。
小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円			自家用自動車 普通車 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 小型四輪車 1リットル以下 18,000円 1リットル超1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 営業用乗用車 普通車 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 バス 観光貸切用 45,000円 その他 16,500円 自家用バス 24,700円	
		〔税率〕 1キロリットル 15,000円		
	狩猟免許税と入猟税(目的税)の創設 ※狩猟者税の廃止			(鉱区税) 石油又は天然ガスの鉱区に対する税率を現行(試掘90円 採掘180円)の2/3に引下

(娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、自動車税、軽油引取税、自動車取得税、その他)

年度 税目	S42	S43	S44	S45
娯楽施設利用税				
料理飲食等 消費税 (遊興飲食税)			<p>[免税点]</p> <p>旅館 1人1泊 1,600円以下 飲食店等 1人1回 800円以下 チケット制食堂1品 400円以下</p> <p>[税率]</p> <p>(1) 消費金額の10% (2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。)の10%</p>	
自動車税		<p>自家用乗用車 小型四輪車 ロータリーエンジンを搭載するもの 21,000円</p>	<p>自家用乗用車 小型四輪車 単室容積が0.655リットルでロータリー2個を有するロータリーエンジンを搭載するもの 24,000円 単室容積が0.491リットルでロータリー2個を有するロータリーエンジンを搭載するもの 21,000円 電気自動車 18,000円 営業用乗用車 小型四輪車 単室容積が0.655リットルでロータリー2個を有するロータリーエンジンを搭載するもの 8,000円 単室容積が0.491リットルでロータリー2個を有するロータリーエンジンを搭載するもの 7,000円 電気自動車 6,000円</p>	<p>次の自動車に係る税率が新たに追加される。 自家用乗用車 単室容積が0.573リットルでロータリー2個を有するロータリーエンジンを搭載するもの 24,000円 営業用乗用車 小型四輪車 単室容積が0.573リットルでロータリー2個を有するロータリーエンジンを搭載するもの 8,000円</p>
軽油引取税				
自動車取得税		<p>○自動車取得税(目的税)の創設 ※法定外普通税としての自動車取得税の廃止 [税率] 3% [免税点] 10万円</p>	<p>[免税点] 15万円</p>	
その他				

S46	S47	S48	S49
ゴルフ場所在市町村に対して 1/3交付		(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して 1/2交付	
〔免税点〕 旅館 1人1泊 1,800円以下 飲食店等 1人1回 900円以下 チケット制食堂1品450円以下 〔旅館における基礎控除〕 1,000円		〔免税点〕 旅館 1人1泊 2,400円以下 飲食店等 1人1回 1,200円以下 チケット制食堂 1品 600円以下	〔旅館における基礎控除〕 1,500円
	バス 1 一般乗合用のもの 乗車定員が30人以下 11,500円 乗車定員が30人を超え40人以下 14,000円 乗車定員が40人を超え50人以下 16,500円 乗車定員が50人を超え60人以下 19,000円 乗車定員が60人を超え70人以下 21,500円 乗車定員が70人を超え80人以下 24,500円 乗車定員が80人を超えるもの 27,500円 2 その他 乗車定員が30人以下 20,000円 乗車定員が30人を超え40人以下 25,000円 乗車定員が40人を超え50人以下 30,000円 乗車定員が50人を超え60人以下 35,000円 乗車定員が60人を超え70人以下 40,000円 乗車定員が70人を超え80人以下 45,000円 乗車定員が80人を超えるもの 50,000円	貸客兼用自動車 ロータリーエンジン単室容積0.573リットルでロータリーエンジンを搭載するもの 10,000円	
			〔免税点〕 30万円 〔税率〕 自家用自動車で軽自動車以外のもの 5%
○狩猟免許税の税率改正			

(娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、自動車税、軽油引取税、自動車取得税、その他)

年度 税目	S50	S51	S52	S53
娯楽施設利用税			(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税のぱちんこ場、まあじゃん場、たまつき場の標準税率 ぱちんこ場1台につき月額 250円 まあじゃん場1卓につき月額 750円 たまつき場1台につき月額 1,200円	
料理飲食等 消費税	[免税点] 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円		[免税点] 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	[旅館における基礎控除] 2,000円
自動車税		○営業用自動車は約15% ○自家用自動車は約30% に税率引上 ○トラック、バス、 特種用途車、三輪車 について新たに営業用の 区分設定		
軽油引取税		[税率] 1キロリットル 19,500円		
自動車取得税				
その他			○鉦区税の税率引上 ○狩猟免許税の税率引上 ○入猟税の税率引上	

S54				S55	S56	S57	S58
							(1) ゴルフ場の定額課税の税率1人1日1,100円 (2) 外形課税のぱちんこ場、まあじゃん場、たまつき場の標準税率 ぱちんこ場 1台につき月額280円 まあじゃん場 1卓につき月額830円 たまつき場 1台につき月額1,300円
						[免税点] 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	[旅館における基礎控除] 2,500円
乗用車	普通自動車	営業用	総排気量30以下	24,000円			
			〃 30～60	26,000円			
			〃 60超	52,000円			
		自家用	総排気量30以下	71,000円			
			〃 30～60	77,000円			
			〃 60超	129,000円			
	四輪以上の小型自動車	営業用	総排気量10以下	7,000円			
			〃 10～1.50	8,000円			
		自家用	総排気量10以下	25,500円			
			〃 10～1.50	30,000円			
		〃 1.50超	34,500円				
トラック	営業用		17,500円				
	自家用		22,000円				
バス	営業用	一般乗合用	14,000円				
		一般乗合用以外	36,000円				
			42,500円				
三輪の小型自動車	営業用		4,400円				
	自家用		5,500円				
税率 1キロリットル				24,300円			
狩猟免許税を狩猟者登録税に改めた。				狩猟者登録税の軽減税率適用要件が改正された。			鉦区税の税率の引上げ 狩猟者登録税の税率の引上げ 入猟税の税率の引上げ

(娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、自動車税、軽油引取税、自動車取得税、その他)

年度 税目	S59				S60	S61	S62	S63	
娯楽施設利用税	舞踏場の利用料金課税率 10%								
料理飲食等消費税									
自動車税	乗用車	普通自動車	営業用	総排気量30以下	25,000円				
				〃 30～60	27,500円				
				〃 60超	54,500円				
			自家用	総排気量30以下	81,500円				
				〃 30～60	88,500円				
				〃 60超	148,500円				
		四輪以上の小型自動車	営業用	総排気量10以下	7,500円				
				〃 10～1.50	8,500円				
			自家用	総排気量10以下	29,500円				
				〃 10～1.50	34,500円				
	トラック	営業用	〃 1.50超	39,500円					
			自家用	18,500円					
	バス	営業用	一般乗合用	25,500円					
			一般乗合用以外	14,500円					
三輪の小型自動車	営業用	自家用	49,000円						
		自家用	4,500円						
軽油引取税									
自動車取得税									
その他									

(ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車税、軽油引取税、自動車取得税、その他)

H 元	H2																																				
ゴルフ場利用税に改称 ゴルフ場のみ課税対象 標準税率 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村に対して7/10交付																																					
特別地方消費税に改称 [免税点] 税率 3% <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1人1泊2食</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>宿泊以外の利用行為</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>飲食店等の飲食 1人1回</td> <td>5,000円</td> </tr> </table>	1人1泊2食	10,000円	宿泊以外の利用行為	5,000円	飲食店等の飲食 1人1回	5,000円																															
1人1泊2食	10,000円																																				
宿泊以外の利用行為	5,000円																																				
飲食店等の飲食 1人1回	5,000円																																				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">乗用車に係る税率</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">営業用</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">自家用</td> </tr> <tr> <td>総排気量 1ℓ以下</td> <td style="text-align: center;">7,500円</td> <td style="text-align: center;">29,500円</td> </tr> <tr> <td>” 1ℓ超～1.5ℓ以下</td> <td style="text-align: center;">8,500円</td> <td style="text-align: center;">34,500円</td> </tr> <tr> <td>” 1.5ℓ超～2ℓ以下</td> <td style="text-align: center;">9,500円</td> <td style="text-align: center;">39,500円</td> </tr> <tr> <td>” 2ℓ超～2.5ℓ以下</td> <td style="text-align: center;">13,800円</td> <td style="text-align: center;">45,000円</td> </tr> <tr> <td>” 2.5ℓ超～3ℓ以下</td> <td style="text-align: center;">15,700円</td> <td style="text-align: center;">51,000円</td> </tr> <tr> <td>” 3ℓ超～3.5ℓ以下</td> <td style="text-align: center;">17,900円</td> <td style="text-align: center;">58,000円</td> </tr> <tr> <td>” 3.5ℓ超～4ℓ以下</td> <td style="text-align: center;">20,500円</td> <td style="text-align: center;">66,500円</td> </tr> <tr> <td>” 4ℓ超～4.5ℓ以下</td> <td style="text-align: center;">23,600円</td> <td style="text-align: center;">76,500円</td> </tr> <tr> <td>” 4.5ℓ超～6ℓ以下</td> <td style="text-align: center;">27,200円</td> <td style="text-align: center;">88,000円</td> </tr> <tr> <td>” 6ℓ超</td> <td style="text-align: center;">40,700円</td> <td style="text-align: center;">111,000円</td> </tr> <tr> <td>電気自動車</td> <td style="text-align: center;">7,500円</td> <td style="text-align: center;">29,500円</td> </tr> </table>	乗用車に係る税率	営業用	自家用	総排気量 1ℓ以下	7,500円	29,500円	” 1ℓ超～1.5ℓ以下	8,500円	34,500円	” 1.5ℓ超～2ℓ以下	9,500円	39,500円	” 2ℓ超～2.5ℓ以下	13,800円	45,000円	” 2.5ℓ超～3ℓ以下	15,700円	51,000円	” 3ℓ超～3.5ℓ以下	17,900円	58,000円	” 3.5ℓ超～4ℓ以下	20,500円	66,500円	” 4ℓ超～4.5ℓ以下	23,600円	76,500円	” 4.5ℓ超～6ℓ以下	27,200円	88,000円	” 6ℓ超	40,700円	111,000円	電気自動車	7,500円	29,500円	
乗用車に係る税率	営業用	自家用																																			
総排気量 1ℓ以下	7,500円	29,500円																																			
” 1ℓ超～1.5ℓ以下	8,500円	34,500円																																			
” 1.5ℓ超～2ℓ以下	9,500円	39,500円																																			
” 2ℓ超～2.5ℓ以下	13,800円	45,000円																																			
” 2.5ℓ超～3ℓ以下	15,700円	51,000円																																			
” 3ℓ超～3.5ℓ以下	17,900円	58,000円																																			
” 3.5ℓ超～4ℓ以下	20,500円	66,500円																																			
” 4ℓ超～4.5ℓ以下	23,600円	76,500円																																			
” 4.5ℓ超～6ℓ以下	27,200円	88,000円																																			
” 6ℓ超	40,700円	111,000円																																			
電気自動車	7,500円	29,500円																																			
課税団体の変更 軽油の引取りを行う者の所在する都道府県 課税対象の追加 特約業者から元売業者への引取り	仮特約業者制度の創設																																				
	[免税点] 50万円																																				

(ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車税、軽油引取税、自動車取得税、その他)

年度 税目	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9
ゴルフ場利用税							
特別地方消費税	〔免税点〕 1人1泊2食 15,000円 宿泊以外の利用行為 7,500円 飲食店等の飲食 1人1回 7,500円 チケット制食堂に係る免税点の特例措置廃止 市町村交付金制度の創設 収入額の5分の1を納税地の市町村に交付						収入額の2分の1を納税地の市町村に交付
自動車税							
軽油引取税			〔税率〕 1キロリットル 32,100円 平成5年12月 1日から適用				
自動車取得税							
その他							

H10	H11	H12																																	
		特別地方消費税は廃止された。																																	
	<p>特種用途車（キャンピング車・放送宣伝車・事務室車）の税率</p> <table border="1" data-bbox="320 878 1032 1274"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>営業用</th> <th>自家用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総排気量が1ℓ以下</td> <td>6,000</td> <td>23,600</td> </tr> <tr> <td>〃 1ℓを超え1.5ℓ以下</td> <td>6,800</td> <td>27,600</td> </tr> <tr> <td>〃 1.5ℓを超え2ℓ以下</td> <td>7,600</td> <td>31,600</td> </tr> <tr> <td>〃 2ℓを超え2.5ℓ以下</td> <td>11,000</td> <td>36,000</td> </tr> <tr> <td>〃 2.5ℓを超え3ℓ以下</td> <td>12,500</td> <td>40,800</td> </tr> <tr> <td>〃 3ℓを超え3.5ℓ以下</td> <td>14,300</td> <td>46,400</td> </tr> <tr> <td>〃 3.5ℓを超え4ℓ以下</td> <td>16,400</td> <td>53,200</td> </tr> <tr> <td>〃 4ℓを超え4.5ℓ以下</td> <td>18,800</td> <td>61,200</td> </tr> <tr> <td>〃 4.5ℓを超え6ℓ以下</td> <td>21,700</td> <td>70,400</td> </tr> <tr> <td>〃 6ℓ超</td> <td>32,500</td> <td>88,800</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	営業用	自家用	総排気量が1ℓ以下	6,000	23,600	〃 1ℓを超え1.5ℓ以下	6,800	27,600	〃 1.5ℓを超え2ℓ以下	7,600	31,600	〃 2ℓを超え2.5ℓ以下	11,000	36,000	〃 2.5ℓを超え3ℓ以下	12,500	40,800	〃 3ℓを超え3.5ℓ以下	14,300	46,400	〃 3.5ℓを超え4ℓ以下	16,400	53,200	〃 4ℓを超え4.5ℓ以下	18,800	61,200	〃 4.5ℓを超え6ℓ以下	21,700	70,400	〃 6ℓ超	32,500	88,800	
区 分	営業用	自家用																																	
総排気量が1ℓ以下	6,000	23,600																																	
〃 1ℓを超え1.5ℓ以下	6,800	27,600																																	
〃 1.5ℓを超え2ℓ以下	7,600	31,600																																	
〃 2ℓを超え2.5ℓ以下	11,000	36,000																																	
〃 2.5ℓを超え3ℓ以下	12,500	40,800																																	
〃 3ℓを超え3.5ℓ以下	14,300	46,400																																	
〃 3.5ℓを超え4ℓ以下	16,400	53,200																																	
〃 4ℓを超え4.5ℓ以下	18,800	61,200																																	
〃 4.5ℓを超え6ℓ以下	21,700	70,400																																	
〃 6ℓ超	32,500	88,800																																	

(ゴルフ場利用税、自動車税、軽油引取税、自動車取得税、その他)

年度 税目	H13	H14
ゴルフ場利用税		
自動車税	<p>○自動車税のグリーン化 平成 14 年度分の自動車税から環境配慮型の特例措置を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の小さい自動車 平成 13 年度と 14 年度に新車新規登録された低公害車及び低燃費車でかつ低排出ガス認定車は、排出ガス性能に応じ、登録された翌年度と翌々年度の 2 年間に限り、自動車税を現行税率の概ね 50～13%軽減することとした。 ・環境負荷の大きい自動車 平成 13 年度と 14 年度に、新車新規登録後一定の年限（ガソリン車は 13 年、ディーゼル車は 11 年）が経過することとなる自動車は、その年の翌年度から、自動車税を現行税率の概ね 10%を加算することとした。 <p>○自動車二税申告書の省令様式化</p>	
軽油引取税	<p>元売・特約業者以外の者が行う軽油の輸入に係る課税時期について、譲渡後課税から輸入時（通関時）課税となった。</p>	
自動車取得税	<p>○ハイブリッド車を平成 15 年 3 月 31 日までに取得した場合、現行税率（軽・営業車 3%、自家用車 5%）から次の税率が軽減されることとなった</p> <p>バス、トラック等：2.7%</p> <p>上記以外の自動車：2.2%</p> <p>○平成 14 年自動車排出ガス規制に適合する自動車を取得した場合、取得時期に応じて、税率が 1.0%若しくは 0.1%軽減されることとなった。</p> <p>○低燃費車に係る課税標準の特例措置が 14 年 3 月 31 日まで延長された。</p>	<p>○低燃車に係る課税標準の特例措置が 15 年 3 月 31 日まで延長された。</p> <p>○平成 5 年自動車排出ガス規制に適合する自動車を取得した場合、取得時期に応じて、税率が 1.0%若しくは 0.1%軽減されることとなった。</p>
その他		

H15	H16
<p>非課税制度の創設 (非課税対象)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 18歳未満の者の利用 2 70歳以上の者の利用 3 国民体育大会・同予選会の競技として行う場合の利用 4 学生・生徒及び引率する教員が教育活動として行う場合の利用 	
<p>○グリーン化の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の小さい自動車 平成15年度に新車新規登録された低公害車及び低燃費車でかつ低排出ガス認定車は、平成16年度に限り自動車税を現行税率の概ね50%軽減することとした。 ・環境負荷の大きい自動車 平成16年度までに新車新規登録後一定の年限(ガソリン車は13年、ディーゼル車は11年)が経過することとなる自動車は、その年の翌年度から、自動車税を現行税率の概ね10%を加算することとした。 	<p>○グリーン化の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の小さい自動車 平成16年度、17年度に新車新規登録された低公害車及び低燃費車でかつ低排出ガス認定車は、燃費及び排出ガス性能に応じ、それぞれ登録の翌年度に限り自動車税を現行税率の概ね50%～25%軽減することとした。
	<ul style="list-style-type: none"> ○罰則の強化 ○補完的納税義務の創設 ○免税軽油使用者証等の返納命令制度創設 ○免税軽油使用者証等を交付しない場合の細目を規定 ○元売・特約業者等の指定取消要件等の追加 ○製造承認に係る規定の整備 ○軽油の納入に係る書類の保存期間延長
<p>○ハイブリッド車等を平成17年3月31日までに取得した場合、現行税率(軽・営業車3%、自家用車5%)から次の税率が軽減されることとなった。</p> <p>バス、トラック等：2.7%</p> <p>左記以外の自動車：2.2%</p> <p>○超低粒子状物質排出ディーゼル車認定制度により認定を受けた自動車を平成15年4月1日から17年3月31日までの間に取得した場合、税率が1.5%軽減されることとなった。</p> <p>○平成16年自動車排出ガス規制に適合する自動車を取得した場合、取得時期に応じて、税率が1.0%若しくは0.1%軽減されることとなった。</p> <p>○低燃費車でかつ低排出ガス認定車に係る課税標準の特例措置が16年3月31日まで延長された。</p>	<p>○平成17年度自動車排出ガス規制に適合する自動車(ディーゼル車に限る)を平成16年4月1日から平成17年9月30日までに取得した場合に、税率が2.0%又は1.0%軽減されることとなった。</p> <p>○低燃費車に係る課税標準の特例措置について、一定の燃費基準を満たし、かつ最新排出ガス規制値より50%以上燃費がよい自動車を取得した場合に限り、適用期限が2年延長されることとなった。</p> <p>○平成15年排出ガス規制適合車の取得に係る税率の特例措置が廃止された。</p>
	<p>【狩猟税】</p> <p>○狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税を創設した。</p>

(ゴルフ場利用税、自動車税、軽油引取税、自動車取得税、その他)

年度 税目	H17						
ゴルフ場利用税							
自動車税	<p>平成 14 年度分の自動車税から講じられた、自動車環境対策の観点からの環境配慮型の特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）について見直しがなされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境負荷の小さい自動車 平成 18 年度、19 年度に新車新規登録された低公害車及び低燃費車でかつ低排出ガス認定車は、燃費及び排出ガス性能に応じ、それぞれ登録の翌年度に限り自動車税を現行税率の概ね 50%～25%軽減することとした。 ○環境負荷の大きい自動車 平成 18 年度、19 年度までに新車新規登録後一定の年限(ガソリン車は 13 年、ディーゼル車は 11 年)が経過した自動車は、その年の翌年度から、自動車税を現行税率の概ね 10%を加算することとした。 						
軽油引取税	<ul style="list-style-type: none"> ○夜間の犯則事件の強制調査が可能となる ○軽油の輸入元売の指定要件の厳格化 ○航空保安施設を設置・管理する者及び航空管制用通信設備を設置・管理する者に対する免税措置の廃止 ○消防庁及び地方公共団体の消防事務の用に供する電気通信設備の電源用途についての免税措置の創設 						
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 15 年又は平成 16 年自動車排出ガス規制に適合した自動車のうち、粒子状物質の排出量はその許容限度より 75%以上少ない一定の自動車の取得に係る税率の特例措置が廃止された。 ○平成 16 年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置が廃止された。 ○ハイブリッド車等を平成 19 年 3 月 31 日までに取得した場合、現行税率(軽・営業車 3%、自家用車 5%)から次の税率が軽減されることとなった。 バス、トラック等：2.7% 左記以外の自動車：2.2% ○平成 17 年度自動車排出ガス規制に適合する自動車(ディーゼル車に限る)に係る税率の軽減の適用期限が 2 年延長されることとなった。 ○低燃費車に係る課税標準の特例措置について、一定の燃費基準を満たし、かつ最新排出ガス規制値より 75%以上燃費がよい自動車を取得した場合に限り、適用期限が 2 年延長されることとなった。 						
その他	<p>【産業廃棄物税】 循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルを促進するため、平成 17 年 4 月 1 日から法定外目的税として導入された。(九州各県が一斉に導入。)</p> <p>納税義務者：県内の焼却施設又は最終処分場に産業廃棄物を搬入する事業者 課税標準：搬入される産業廃棄物の重量</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1 焼却施設への搬入</td> <td>1 トン当たり</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>2 最終処分場への搬入</td> <td>1 トン当たり</td> <td>1,000 円</td> </tr> </table>	1 焼却施設への搬入	1 トン当たり	800 円	2 最終処分場への搬入	1 トン当たり	1,000 円
1 焼却施設への搬入	1 トン当たり	800 円					
2 最終処分場への搬入	1 トン当たり	1,000 円					

H18	H19
<p>○不正軽油製造のための資金、土地、設備、車輛、原材料及び薬品の提供に対する罰則の創設</p> <p>○上記に該当する行為を行った元売業者、特約業者、仮特約業者に対する指定取消の規定の創設</p> <p>○石油製品の運搬者に対する質問検査権について明文で規定</p>	
<p>○電気自動車、平成 17 年自動車排出ガス規制に適合した一定の天然ガス自動車及びハイブリット車のうち一定のバス・トラックを平成 21 年 3 月 31 日までに取得した場合、現行税率(軽・営業車 3%、自家用車 5%)から 2.7%の税率が軽減されることとなった。</p> <p>○ハイブリット車のうち一定の乗用車を平成 21 年 3 月 31 日までに取得した場合、現行税率(軽・営業車 3%、自家用車 5%)から平成 19 年度は 2%、平成 20 年度は 1.8%の税率が軽減されることとなった。</p>	
	<p>【狩猟税】</p> <p>○鳥獣保護法の一部改正による網・わな猟免許に係る税率改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、(2)に掲げる者以外のもの 8,200 円 ・網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外のもの 5,500 円

(ゴルフ場利用税、自動車税、軽油引取税、自動車取得税、その他)

年度 税目	H20
ゴルフ場利用税	
自動車税	<p>○グリーン化の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の小さい自動車 自動車税を現行税率の概ね 50%～25%軽減する措置が延長された。 ・環境負荷の大きい自動車 自動車税を現行税率の概ね 10%加算する措置が延長された。
軽油引取税	<p>[税率]</p> <p>○暫定税率の失効により本則税率 (15,000 円/1 キロリットル) が平成 20 年 4 月 1 日から適用された。</p> <p>○暫定税率 (32,100 円/1 キロリットル) が平成 20 年 5 月 1 日から適用。</p>
自動車取得税	<p>【自動車取得税】</p> <p>○低燃費車特例 低燃費車 (燃費基準達成車) で、かつ低排出ガス認定車を平成 20 年 5 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に取得したとき、取得価額 (自動車取得税の課税標準額) から一定の額が以下のとおり控除されることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃費基準 (+25%) 達成車 かつ 排出ガス基準 75%低減車 → 30 万円控除 ・燃費基準 (+15%) 達成車 かつ 排出ガス基準 75%低減車 → 15 万円控除 <p>*燃費基準:平成 22 年度 (ガソリン車)、平成 17 年度 (ディーゼル車) *排出ガス基準:平成 17 年度</p> <p>○環境性能に優れたディーゼル車に係る特例 ディーゼル乗用車及び平成 27 年度重量車燃費基準を満たす車両総重量が 3.5 トンを超えるディーゼルのバス、トラック等であって、平成 21 年度自動車排出ガス規制に適合するものについては、平成 20 年 5 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に取得したとき、以下のとおり税率が軽減されることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新長期規制適合のディーゼル車 → (～H21.9.30) 1.0%軽減 (H21.10.1～) 0.5%軽減 ・燃費基準+新長期規制適合の車両総重量 3.5 トン超 12 トン以下のディーゼルのバス、トラック等 → 2.0%軽減 ・燃費基準+新長期規制適合の車両総重量 12 トン超のディーゼルのバス、トラック等 → (～H21.9.30) 2.0%軽減 (H21.10.1～) 1.0%軽減 <p>○自家用自動車の税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暫定税率が失効し、平成 20 年 4 月 1 日から本則税率 (3%) が適用された。 ・平成 20 年 5 月 1 日から暫定税率 (5%) が適用
その他	

年度 税目	H21																																																	
ゴルフ場利用税																																																		
自動車税																																																		
軽油引取税	平成21年4月1日より、地方道路特定財源制度が廃止され一般財源化された																																																	
自動車取得税	<p>【自動車取得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年4月1日より、地方道路特定財源制度が廃止され一般財源化された 一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車について、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得した場合、自動車取得税を以下のとおり軽減 <p>○低公害車特例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種類</th> <th>軽減適用要件</th> <th>右記以外の税率の軽減</th> <th>新車新規登録時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車（燃料電池自動車を含む）</td> <td>内燃機関を有するもの以外</td> <td rowspan="3">2.7%軽減</td> <td rowspan="6">非課税</td> </tr> <tr> <td>車両総重量3.5トン以下の天然ガス自動車</td> <td>排出ガス基準75%以上低減車</td> </tr> <tr> <td>車両総重量3.5トン超の天然ガス自動車</td> <td>排出ガス基準認定制度で「重量車★(NOx)」を受けた自動車</td> </tr> <tr> <td>電力併用自動車</td> <td>外部から充電する機能を備えた電力併用自動車</td> <td>2.4%軽減</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電力併用自動車</td> <td>車両総重量3.5トン以下の自動車</td> <td>1.6%軽減</td> </tr> <tr> <td>車両総重量3.5トン超の自動車</td> <td>排出ガス車認定制度で「重量車★(NOx 又は PM)」を受け、かつ、平成27年度重量車燃費基準達成</td> <td>バス・トラックの場合は2.7%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>○環境性能に優れたディーゼル車に対する特例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規制区分</th> <th>車両区分</th> <th>右記以外の税率の軽減</th> <th>新車新規登録時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成21年自動車排出ガス規制適合車</td> <td rowspan="2">車両総重量3.5トン以下のディーゼル乗用車</td> <td>【H21.9.30まで】 1.0%軽減</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>【H21.10.1以降H22.3.31まで】 0.5%軽減</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成21年自動車排出ガス規制適合、かつ平成27年重量車燃費基準達成車</td> <td rowspan="3">車両総重量3.5トン超、12トン以下のディーゼル車 車両総重量12トン超のディーゼル車</td> <td>【H22.3.31まで】 2.0%軽減</td> <td>3/4軽減 税率3%の場合 2.25%軽減</td> </tr> <tr> <td>【H21.9.30まで】 2.0%軽減</td> <td>税率5%の場合 3.75%軽減</td> </tr> <tr> <td>【H21.10.1以降H22.3.31まで】 1.0%軽減</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○低燃費・低排出ガス車特例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特例対象</th> <th>右記以外の軽減内容</th> <th>新車新規登録時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出ガス基準75%以上低減車 かつ 燃費基準(+25%以上)達成車</td> <td>【H22.3.31まで】 取得価額から30万円控除</td> <td>【H24.3.31まで】 税率を3/4軽減</td> </tr> <tr> <td>排出ガス基準75%以上低減車 かつ 燃費基準(+15%以上)達成車</td> <td>【H22.3.31まで】 取得価額から15万円控除</td> <td>【H24.3.31まで】 税率を1/2軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>燃費基準：平成22年度（ガソリン車）、平成17年度（ディーゼル車） 排出ガス基準：平成17年度 重量車★(NOx)：平成17年排出ガス基準値より窒素酸化物を10%以上低減車 重量車★(NOx 又は PM)：平成17年自動車排出ガス基準値より窒素酸化物又は粒子状物質を10%以上低減させた車</p>			自動車の種類	軽減適用要件	右記以外の税率の軽減	新車新規登録時	電気自動車（燃料電池自動車を含む）	内燃機関を有するもの以外	2.7%軽減	非課税	車両総重量3.5トン以下の天然ガス自動車	排出ガス基準75%以上低減車	車両総重量3.5トン超の天然ガス自動車	排出ガス基準認定制度で「重量車★(NOx)」を受けた自動車	電力併用自動車	外部から充電する機能を備えた電力併用自動車	2.4%軽減	電力併用自動車	車両総重量3.5トン以下の自動車	1.6%軽減	車両総重量3.5トン超の自動車	排出ガス車認定制度で「重量車★(NOx 又は PM)」を受け、かつ、平成27年度重量車燃費基準達成	バス・トラックの場合は2.7%軽減	規制区分	車両区分	右記以外の税率の軽減	新車新規登録時	平成21年自動車排出ガス規制適合車	車両総重量3.5トン以下のディーゼル乗用車	【H21.9.30まで】 1.0%軽減	非課税	【H21.10.1以降H22.3.31まで】 0.5%軽減	平成21年自動車排出ガス規制適合、かつ平成27年重量車燃費基準達成車	車両総重量3.5トン超、12トン以下のディーゼル車 車両総重量12トン超のディーゼル車	【H22.3.31まで】 2.0%軽減	3/4軽減 税率3%の場合 2.25%軽減	【H21.9.30まで】 2.0%軽減	税率5%の場合 3.75%軽減	【H21.10.1以降H22.3.31まで】 1.0%軽減		特例対象	右記以外の軽減内容	新車新規登録時	排出ガス基準75%以上低減車 かつ 燃費基準(+25%以上)達成車	【H22.3.31まで】 取得価額から30万円控除	【H24.3.31まで】 税率を3/4軽減	排出ガス基準75%以上低減車 かつ 燃費基準(+15%以上)達成車	【H22.3.31まで】 取得価額から15万円控除	【H24.3.31まで】 税率を1/2軽減
自動車の種類	軽減適用要件	右記以外の税率の軽減	新車新規登録時																																															
電気自動車（燃料電池自動車を含む）	内燃機関を有するもの以外	2.7%軽減	非課税																																															
車両総重量3.5トン以下の天然ガス自動車	排出ガス基準75%以上低減車																																																	
車両総重量3.5トン超の天然ガス自動車	排出ガス基準認定制度で「重量車★(NOx)」を受けた自動車																																																	
電力併用自動車	外部から充電する機能を備えた電力併用自動車	2.4%軽減																																																
電力併用自動車	車両総重量3.5トン以下の自動車	1.6%軽減																																																
	車両総重量3.5トン超の自動車	排出ガス車認定制度で「重量車★(NOx 又は PM)」を受け、かつ、平成27年度重量車燃費基準達成		バス・トラックの場合は2.7%軽減																																														
規制区分	車両区分	右記以外の税率の軽減	新車新規登録時																																															
平成21年自動車排出ガス規制適合車	車両総重量3.5トン以下のディーゼル乗用車	【H21.9.30まで】 1.0%軽減	非課税																																															
		【H21.10.1以降H22.3.31まで】 0.5%軽減																																																
平成21年自動車排出ガス規制適合、かつ平成27年重量車燃費基準達成車	車両総重量3.5トン超、12トン以下のディーゼル車 車両総重量12トン超のディーゼル車	【H22.3.31まで】 2.0%軽減	3/4軽減 税率3%の場合 2.25%軽減																																															
		【H21.9.30まで】 2.0%軽減	税率5%の場合 3.75%軽減																																															
		【H21.10.1以降H22.3.31まで】 1.0%軽減																																																
特例対象	右記以外の軽減内容	新車新規登録時																																																
排出ガス基準75%以上低減車 かつ 燃費基準(+25%以上)達成車	【H22.3.31まで】 取得価額から30万円控除	【H24.3.31まで】 税率を3/4軽減																																																
排出ガス基準75%以上低減車 かつ 燃費基準(+15%以上)達成車	【H22.3.31まで】 取得価額から15万円控除	【H24.3.31まで】 税率を1/2軽減																																																
その他																																																		

(ゴルフ場利用税、自動車税、軽油引取税、自動車取得税、その他)

年度 税目	H22	H23
ゴルフ場利用税		
自動車税	○グリーン化の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の小さい自動車 自動車税を現行税率の概ね 50%を軽減する措置が延長された。 ・環境負荷の大きい自動車 自動車税を現行税率の概ね 10%を加算する措置が延長された。 ○身障等減免の上限設定	
軽油引取税		
自動車取得税	○身障等減免の上限設定	
その他		

年度	H24																						
税目																							
ゴルフ場利用税																							
自動車税	<p>○グリーン化の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の小さい自動車 自動車税を現行税率の概ね 50%又は 25%軽減する措置が延長された。 ・環境負荷の大きい自動車 自動車税を現行税率の概ね 10%加算する措置が延長された。 																						
軽油引取税	<p>軽油引取税に係る課税免除措置（免税軽油）については、「特定利用率が極めて低く、かつ、1件当たりの免税額が経営規模に比して僅少なものを」を廃止し、その他の課税免除措置については3年延長（平成27年3月31日まで）された。 <廃止されたもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ①電気通信事業者が一定の電気通信設備の電源の用途に供するもの ②基幹放送事業者等が放送設備を設置する家屋に固定された自家発電装置の電源の用途に供するもの ③建設用粘土製品製造業を営む者が建設用粘土製品の製造工程における焼成及び乾燥の用途に供するもの ④鉄鋼業を営む者がペレット等の製造工程における熱処理等の用途に供するもの ⑤自動車教習所業を営む者が自動車教習所において自動車の運転に関する技能の教習のために使用する教習指導員若しくは技能検定員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置等の動力源の用途に供するもの ⑥ゴルフ場業を営む者がゴルフ場において専ら当該ゴルフ場の整備のために使用する芝生を刈り込むための装置を備えた機械等の動力源の用途に供するもの 																						
自動車取得税	<p>○一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車について、平成24年4月1日から平成27年4月1日までの間に取得した場合、自動車取得税を以下のとおり軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用車 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>自動車の種類</th> <th>軽減適用要件</th> <th>中古車</th> <th>新車新規登録時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車、クリーンディーゼル車、ハイブリッド車</td> <td>天然ガス車は、ポスト新長期規制からNox10%軽減、ハイブリッド車は★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H22年度燃費基準+50%達成）に限る。</td> <td>取得価格から45万円控除</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車</td> <td>★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H22年度燃費基準+50%達成）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリン車、ハイブリッド車</td> <td>★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成（H22年度燃費基準+38%達成）</td> <td>取得価格から30万円控除</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつH27年度燃費基準達成（H22年度燃費基準+25%達成）</td> <td>取得価格から15万円控除</td> <td>50%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成 平成22年度燃費基準については、JC08モード燃費値を算定していない自動車に限り適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中量車（2.5t超～3.5t以下）及び重量車（3.5t超） 自動車の種類、排ガス要件、燃費要件を基に軽減 <p>○その他 バリアフリー対応バス・タクシー及び先進安全自動車（ASV）の課税標準の特例を創設</p>				自動車の種類	軽減適用要件	中古車	新車新規登録時	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車、クリーンディーゼル車、ハイブリッド車	天然ガス車は、ポスト新長期規制からNox10%軽減、ハイブリッド車は★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H22年度燃費基準+50%達成）に限る。	取得価格から45万円控除	非課税	ガソリン車	★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H22年度燃費基準+50%達成）			ガソリン車、ハイブリッド車	★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成（H22年度燃費基準+38%達成）	取得価格から30万円控除	75%軽減	★★★★かつH27年度燃費基準達成（H22年度燃費基準+25%達成）	取得価格から15万円控除	50%軽減
自動車の種類	軽減適用要件	中古車	新車新規登録時																				
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車、クリーンディーゼル車、ハイブリッド車	天然ガス車は、ポスト新長期規制からNox10%軽減、ハイブリッド車は★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H22年度燃費基準+50%達成）に限る。	取得価格から45万円控除	非課税																				
ガソリン車	★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H22年度燃費基準+50%達成）																						
ガソリン車、ハイブリッド車	★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成（H22年度燃費基準+38%達成）	取得価格から30万円控除	75%軽減																				
	★★★★かつH27年度燃費基準達成（H22年度燃費基準+25%達成）	取得価格から15万円控除	50%軽減																				
その他																							

(ゴルフ場利用税、自動車税、軽油引取税、自動車取得税、その他)

年度 税目	H25	H26																																							
ゴルフ場利用税																																									
自動車税		<p>○グリーン化の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の小さい自動車 対象を重点化し、自動車税を現行税率の概ね 50%又は 25%軽減する措置から概ね 75%又は 50%に軽減する措置に変更した上で、延長された。 ・環境負荷の大きい自動車 加算措置について、通常の自動車は概ね 15%加算（バス・トラックは 10%据置）に変更した（27 年度以降から適用）。 																																							
軽油引取税																																									
自動車取得税	<p>○バリアフリー対応バス・タクシー及び先進安全自動車（ASV）の課税標準の特例対象に衝突被害軽減ブレーキを装備した車両総重量 5 t を超えるバス（新車、立席のないものに限る。）を追加。 ※エコカー減税又はバリアフリー性能の優れたバスに係る特例の対象となる場合は、いずれかの選択適用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限 <ol style="list-style-type: none"> ① 5 t を超え、12 t 以下のバス 平成 27 年 3 月 31 日までの取得 ② 12 t を超えるバス 平成 26 年 10 月 31 日までの取得 	<p>○税率の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家用自動車で軽自動車以外 5%→3% ・営業用自動車及び軽自動車 3%→2% <p>○エコカー減税（新車新規登録時）の軽減割合の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・75%軽減→80%軽減 ・50%軽減→60%軽減 																																							
その他	<p>【鉱区税】</p> <p>○試掘権の存続期間・延長可能回数の変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>存続期間</th> <th>延長可能回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石油</td> <td>従前</td> <td>2 年</td> <td>3 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">最高存続期間：8 年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改正</td> <td></td> <td>4 年</td> <td>2 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">最高存続期間：12 年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">天然ガス</td> <td>従前</td> <td>2 年</td> <td>2 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">最高存続期間：6 年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改正</td> <td></td> <td>4 年</td> <td>2 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">最高存続期間：12 年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td></td> <td>2 年</td> <td>2 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">最高存続期間：6 年</td> </tr> </tbody> </table>			存続期間	延長可能回数	石油	従前	2 年	3 回		最高存続期間：8 年		改正		4 年	2 回		最高存続期間：12 年		天然ガス	従前	2 年	2 回		最高存続期間：6 年		改正		4 年	2 回		最高存続期間：12 年		その他		2 年	2 回		最高存続期間：6 年		
		存続期間	延長可能回数																																						
石油	従前	2 年	3 回																																						
		最高存続期間：8 年																																							
改正		4 年	2 回																																						
		最高存続期間：12 年																																							
天然ガス	従前	2 年	2 回																																						
		最高存続期間：6 年																																							
改正		4 年	2 回																																						
		最高存続期間：12 年																																							
その他		2 年	2 回																																						
		最高存続期間：6 年																																							

年度	H27																																													
税目																																														
ゴルフ場利用税																																														
自動車税	重加算措置について、通常の自動車は概ね 15%加算（バス・トラックは 10%据置）																																													
軽油引取税	<p>○課税免除の特例措置の一部廃止と延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上保安庁の航路標識、警察の電気通信設備、消防の電気通信設備、陶磁器製造業は廃止 ・適用期間は平成 30 年 3 月 31 日まで 3 年間延長 																																													
自動車取得税	<p>○エコカー減税（新車新規登録時）及び中古車特例の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用車 3 段階→5 段階 ・軽量車 3 段階→5 段階 ・中量車 3 段階→4 段階 ・重量車 3 段階→4 段階 <p>※軽減の対象となる自動車の燃費基準が改正された。 <乗用車の例></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>排ガス基準</th> <th>燃費基準</th> <th>中古車特例</th> <th>エコカー減税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="5">45 万円控除 ※取得価格から (以下同じ)</td> <td rowspan="5">非課税</td> </tr> <tr> <td>燃料電池車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天然ガス車（注 1）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>クリーンディーゼル車（注 2）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ガソリン車、 ガソリンハイブリッド車</td> <td rowspan="4">★★★★ （注 3）</td> <td>H32燃費基準+20%達成</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H32燃費基準+10%達成</td> <td>35 万円控除</td> <td>80%軽減</td> </tr> <tr> <td>H32燃費基準達成</td> <td>25 万円控除</td> <td>60%軽減</td> </tr> <tr> <td>H27燃費基準+10%達成</td> <td>15 万円控除</td> <td>40%軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H27燃費基準+5%達成</td> <td>5 万円控除</td> <td>20%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1：ポスト新長期規制から Nox10%低減 注 2：ポスト新適合長期規制適合 注 3：H17 排出ガス基準 75%低減達成</p>					区分	排ガス基準	燃費基準	中古車特例	エコカー減税	電気自動車			45 万円控除 ※取得価格から (以下同じ)	非課税	燃料電池車			プラグインハイブリッド車			天然ガス車（注 1）			クリーンディーゼル車（注 2）			ガソリン車、 ガソリンハイブリッド車	★★★★ （注 3）	H32燃費基準+20%達成			H32燃費基準+10%達成	35 万円控除	80%軽減	H32燃費基準達成	25 万円控除	60%軽減	H27燃費基準+10%達成	15 万円控除	40%軽減			H27燃費基準+5%達成	5 万円控除	20%軽減
	区分	排ガス基準	燃費基準	中古車特例	エコカー減税																																									
	電気自動車			45 万円控除 ※取得価格から (以下同じ)	非課税																																									
	燃料電池車																																													
	プラグインハイブリッド車																																													
	天然ガス車（注 1）																																													
	クリーンディーゼル車（注 2）																																													
	ガソリン車、 ガソリンハイブリッド車	★★★★ （注 3）	H32燃費基準+20%達成																																											
			H32燃費基準+10%達成	35 万円控除	80%軽減																																									
			H32燃費基準達成	25 万円控除	60%軽減																																									
H27燃費基準+10%達成			15 万円控除	40%軽減																																										
		H27燃費基準+5%達成	5 万円控除	20%軽減																																										
<p>○A S V 特例の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衝突被害軽減ブレーキ搭載車両の対象に車両総重量 3.5t 超 8t 以下のトラック、5t 以下のバス等を追加 ・車両安定制御装置搭載車両を対象に追加（車両総重量 3.5t 超 22t 以下のトラック及び 5t 超 12t 以下のバス等が対象） 																																														
そ の 他	<p>【不動産取得税】</p> <p>○特例税率の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅及び土地に係る税率の特例措置（4%→3%）を 3 年延長 ・宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（2分の1）を 3 年延長 <p>○買取再販業者が取得する中古住宅に係る減額措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買取再販業者が既存住宅を取得し、2 年以内に一定のリフォームを行った上で個人に販売した場合の税額を減額する特例措置を創設（H27.4.1～H29.3.31 までの 2 年間） 																																													
	<p>【狩猟税】</p> <p>○課税免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣捕獲員 ・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者（狩猟者登録申請 1 年以内の実績がある者に限る） <p>○軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理法による許可捕獲者（狩猟者登録申請 1 年以内の実績がある者に限る） 																																													

(ゴルフ場利用税、自動車税、軽油引取税、自動車取得税、その他)

年度 税目	H28	H29	H30																								
ゴルフ場利用税																											
自動車税	○グリーン化の見直し ・環境負荷の小さい自動車 対象を重点化した上で、1年延長。 ・環境負荷の大きい自動車 変更なし	○グリーン化の見直し ・環境負荷の小さい自動車 対象を重点化した上で、2年延長。 ・環境負荷の大きい自動車 変更なし																									
軽油引取税			○課税免除の特例措置の一部廃止と延長 ・電気供給業（うちガスタービン発電装置の動力源）、地熱資源開発事業は廃止 ・適用期間は令和3年3月31日まで3年間延長																								
自動車取得税		○エコカー減税（新車新規登録時）の見直し ※軽減の対象となる自動車の燃費基準が改正された。 〈乗用車の例〉 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度 適用基準</th> <th>H30年度 適用基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等（注1）</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車、 ガソリン ハイブリッド車 （注2）</td> <td>H32年度燃費基準+40%達成</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H32年度燃費基準+30%達成</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H32年度燃費基準+20%達成</td> <td>60%軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H32年度燃費基準+10%達成</td> <td>40%軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H32年度燃費基準達成</td> <td>20%軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H27年度燃費基準+10%達成</td> <td>20%軽減</td> </tr> </tbody> </table> 注1:「電気自動車等」：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車（平成30年排ガス規制適合又はポスト新長期規制適合）、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又はポスト新長期規制適合NOx 10%以上低減） 注2:平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。		H29年度 適用基準	H30年度 適用基準	電気自動車等（注1）	非課税	非課税	ガソリン車、 ガソリン ハイブリッド車 （注2）	H32年度燃費基準+40%達成	非課税		H32年度燃費基準+30%達成	非課税		H32年度燃費基準+20%達成	60%軽減		H32年度燃費基準+10%達成	40%軽減		H32年度燃費基準達成	20%軽減		H27年度燃費基準+10%達成	20%軽減	
	H29年度 適用基準	H30年度 適用基準																									
電気自動車等（注1）	非課税	非課税																									
ガソリン車、 ガソリン ハイブリッド車 （注2）	H32年度燃費基準+40%達成	非課税																									
	H32年度燃費基準+30%達成	非課税																									
	H32年度燃費基準+20%達成	60%軽減																									
	H32年度燃費基準+10%達成	40%軽減																									
	H32年度燃費基準達成	20%軽減																									
	H27年度燃費基準+10%達成	20%軽減																									
その他																											

年度		H31 (R 元)						
税目								
ゴルフ場利用税								
自動車税	環境性能割	・令和元年10月1日より自動車税環境性能割を導入						
		乗用車の税率						
		区分	排出ガス要件	燃費要件	税率			
					自家用		営業用	
					登録車	軽自動車		
		電気自動車			非課税	非課税	非課税	
		燃料電池車						
		プラグインハイブリッド車(注1)						
		天然ガス自動車(H30排出ガス基準適合又はポスト新長期規制からNox10%低減)						
		クリーンディーゼル車(H30排出ガス基準適合又はポスト新長期規制適合尾)(注1)			非課税	非課税	非課税	
ガソリン車、 ガソリンハイブリッド車、 LPG車(注1)	H30排出ガス基準から Nox50%低減 (★★★★) 又は H17排出ガス基準から Nox75%低減 (★★★★)	R2年度燃費基準+ 20%達成	1.0% (非課税)	1.0% (非課税)				0.5%
		R2年度燃費基準+ 20%達成						
		R2年度燃費基準達 成	2.0% (1.0%)	1.0% (非課税)				0.5%
		H27年度燃費基準+ 10%達成	3.0% (2.0%)	2.0% (1.0%)	1.0% 2.0%			
上記に該当しない車								
注1:プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車及びLPG車は登録車に限る。 ※()内の税率は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の乗用車(登録車・軽自動車)に対する臨時的軽減適用後の税率。								
種別割	種別割	・令和元年10月1日より自動車税から自動車税種別割へ変更。						
		・令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用の乗用車(三輪の小型自動車を除く。)については、税率を引き下げ。						
		乗用車(自家用)にかかる税率						
		総排気量が1リットル以下のもの			25,000円			
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの			30,500円			
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの			36,000円			
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの			43,500円			
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの			50,000円			
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの			57,000円			
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの			65,500円			
総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの			75,500円					
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの			87,000円					
総排気量が6リットルを超えるもの			110,000円					
軽油引取税								
自動車取得税		令和元年9月30日までで自動車取得税は廃止。						
その他								

(ゴルフ場利用税、自動車税、軽油引取税、自動車取得税、その他)

年度		R2	R3	R4
税目				
ゴルフ場利用税		・非課税対象者の拡充 国際競技大会（公式練習を含む）の競技として行う場合の利用を追加		
自動車税	環境性能割	・自家用の乗用車（登録車 ・軽自動車）の税率を1% 軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長（令和3年3月31日までに取得したものが対象） ※令和3年度税制改正により、さらに9月延長（令和3年12月31日までに取得したものが対象）		
	種別割		○グリーン化の見直し ・環境負荷の小さい自動車 対象を重点化した上で、1年延長。 ・環境負荷の大きい自動車 変更なし	
軽油引取税		○課税免除の特例措置の一部廃止 ・電気供給業（うち汽力発電装置の助燃の用途）	○課税免除の特例措置の延長等 ・適用期間は令和6年3月31日まで3年間延長 ・木材加工業のうち木材注薬業は廃止 ・鈹さいバラス製造業及び廃棄物処理事業のうち産業廃棄物処分業は中小事業者等に限定	
その他				

年度		R5				
税目						
ゴルフ場利用税						
自動車税	環境性能割	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の税率区分は令和5年12月31日まで据え置き。 ・令和6年1月1日以降、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。(1段階目：令和6年1月1日～令和7年3月末、2段階目：令和7年4月～) ・乗用車の税率 				
	種別割	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン化の見直し ・環境負荷の小さい自動車 対象を重点化した上で、3年延長。 ・環境負荷の大きい自動車 変更なし 				
軽油引取税						
その他						

区分	排出ガス要件	燃費要件	税率					
			自家用		営業用			
			登録車	軽自動車				
電気自動車			非課税	非課税	非課税			
燃料電池自動車								
プラグインハイブリッド自動車								
天然ガス自動車 (H30 排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準から NOx10%低減)								
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車 LPG車	H30 排出ガス基準50%低減達成又はH17 排出ガス基準75%低減達成(★★★)	R12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成	1.0%	非課税	非課税			
		R12年度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成						
		R12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成				2.0%	1.0%	0.5%
		R12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成				3.0%	2.0%	1.0%
		上記に該当しない車				3.0%	2.0%	2.0%
ディーゼル車 ディーゼルハイブリッド車	H30 排出ガス基準適合又は H21 排出ガス基準適合	R12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成	非課税	非課税	非課税			
		R12年度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成				1.0%		
		R12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成				2.0%	0.5%	
		R12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成				3.0%	1.0%	
		上記に該当しない車				3.0%	2.0%	2.0%

【注意】プラグインハイブリッド自動車、LPG車、LPGハイブリッド車、ディーゼル車、ディーゼルハイブリッド車は登録車に限る。

(ゴルフ場利用税、自動車税、軽油引取税、自動車取得税、その他)

年度		R6
税目		
ゴルフ場利用税		
自動車税	環境性能割	
	種別割	
軽油引取税		
その他		

